

開会及び開議の宣告

田中敏雄 議長 ただいまから平成18年3月横手市議会定例会を開会いたします。
直ちに本日の会議を開きます。

議席の変更

田中敏雄 議長 日程第1、議席の変更を議題といたします。
新会派、新風の会が発足したことに伴い、議席の一部を変更するものでございます。
議席は、会議規則第4条第3項の規定により、議長において、木村清貴議員を4番に、菅篤司議員を27番に変更いたします。

会議録署名議員の指名

田中敏雄 議長 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、7番佐藤誠洋議員、8番、上田隆議員を指名いたします。

会期の決定

田中敏雄 議長 日程第3、会期の決定を議題といたします。
お諮りいたします。
今期定例会の会期は、本日から3月24日までの19日間といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

田中敏雄 議長 ご異議なしと認めます。したがって、会期は19日間と決定いたしました。

議長報告について

田中敏雄 議長 日程第4、議長から議長報告、監査委員から例月出納検査報告書がそれぞれ提出されましたので、お手元に配付いたしております。

市長の平成18年度施政方針に関する説明

田中敏雄 議長 日程第5、市長より、平成18年度施政方針に関する説明を求めます。市長。

【五十嵐忠悦 市長登壇】

五十嵐忠悦 市長 おはようございます。

平成18年3月横手市議会定例会の開会に当たりまして、市政運営の基本方針と平成18年度予算案につ

いて、主要な施策とその概要などを説明いたしますので、議員並びに市民の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

初めに、昨年12月上旬から降り始めた雪は、48豪雪以来の大雪となったため、本庁南庁舎に雪害警戒部を設置し、警戒態勢の強化を図りました。

この間、人的被害や建物被害のほか、農業被害など多大な被害が発生しており、被災された皆様には心からお見舞い申し上げます。

さて、2月6日の臨時議会に、悪天候や不注意などによる損害賠償額を定める7件についてご報告申し上げましたが、2月8日に大森地域局管内の除雪車が市民の車と接触するという人身事故を起こしてしまいました。被害を受けられた方には衷心からのおわびとお見舞いを申し上げます。

また、法人市民税の均等割額の単独法人分について、誤った計算方法で申告指導を行ったため、旧7町村の32社から合わせて約27万円を多く徴収するという事態に至りました。各社に対しましては、直ちに担当者が伺い、おわび申し上げ、返還手続きを行いました。ほかの事業所につきましては、おわびと訂正の文書を送付させていただいたところでございます。

このようなたび重なる不祥事に対し、綱紀の肅正を図る観点から、当日直ちに課長級以上の職員を招集し、厳しい現状を認識し、注意を喚起するよう訓示を行ったところであります。

さて、最近の景気動向について、国にあっては回復の兆しが見られるとは言うものの、地方経済への波及の実感は乏しく、依然として厳しい状況にあります。

一方、政府が行っている三位一体改革などの推進により、地方分権に一層拍車がかかり、本格的な地方の時代を迎えようとしており、このような時期こそ、活力と魅力あふれる新市づくりにとっての大きなチャンスととらえ、積極的な行政運営に努めてまいります。

そのため、市政運営の基本スタンスとして、真に住民に必要とされる行政サービスをみずからの責任で行う自己決定・自己責任の原則に基づいた行政経営と将来の財政運営も視野に入れながら、徹底した行財政運営の効率化により、自立、安定した地方自治体を目指してまいります。

昨年10月の合併以降6カ月が経過し、実質的な初年度である平成18年度は、総合計画のほか、地域情報化基本計画、地域防災計画、健康よこて21計画、水道事業計画など17種に及ぶ各種計画の策定費を予算計上し、新生横手市の進むべき道筋を定めるための計画策定年と位置づけたところです。

平成18年度予算案についてであります。合併後初めての通常予算となります平成18年度予算案は、想像以上に厳しい財源不足の中で、非常に困難な編成作業となりましたが、「新市建設計画」の着実な実行と、公約の実現に向けた施策の展開を可能な限り実現する予算となりました。

編成作業が難航した原因の一つは、起債残高が多く、その償還が大きな負担になっていることが挙げられますが、そのほかにも、合併直後であったため、予算編成の方式を積み上げ方式によらざるを得なかったことにより要求額が膨らんだこと、合併協議の協定項目にかかわる経費が増加したこと、地方交付税と臨時財政対策債が引き続き減少したこと、都市計画税の廃止による減収があったこと、及び国勢

調査の結果、人口予測以上に人口減が大きかったことなどが挙げられます。

このような厳しい財政状況の中にあっても、市民サービスを確保し、「新市建設計画」の着実な実行を図るため、事業の選択に当たっては、継続事業や財源確保が可能な事業を中心に、市民要望の高いものを優先しながら編成するとともに、新市としての一体感を醸成するための事業や、合併後の新市の方向性を定める総合計画を初め、各種の計画策定のための経費を計上したところです。また、公約実現に向けた事業についても見送りや縮減を余儀なくされたものもありましたが、可能な限りの予算を計上することができました。

一方では、各地域局から出された数多くの要望の中には予算化に至らないものが多く、また、一部の事業については、事業内容の見直しを行わざるを得ないものがあつたことも事実であります。

このような困難な状況を職員が市民とともに共有するために、管理職手当の30%削減や時間外勤務手当の削減を予算に盛り込むとともに、執行責任の重い常勤特別職の給与についても、その引き下げについて特別職報酬等審議会に諮問し、答申を得た後に今議会に追加提案させていただくこととしております。

また、財源確保のため、財政調整基金からの繰り入れのほか、ふるさと振興基金からの繰り入れや地域福祉基金の廃止を予定しており、関係する条例の改正を提案しております。

平成18年度の一般会計予算総額は453億4,680万円で、旧8市町村と旧広域市町村圏組合の平成17年度当初予算の合計額から広域負担金などの重複する経費を控除した予算額と比較して、40億255万1,000円の減、率にして8.1%の減となりました。

歳入歳出の主な内容であります。初めに歳入について申し上げます。

市税では、評価替えにより固定資産税の減少が予想され、都市計画税が廃止される一方で、税制改正が実施される個人市民税等で増加が見込まれることから、総額では前年度予算合計額と比較して1億3,866万3,000円、率にして1.7%の増の83億4,162万5,000円としております。

地方譲与税につきましては、所得譲与税等の増加が見込まれることから、前年度予算合計額と比較して3億6,823万円増の14億7,500万円としております。

地方交付税につきましては、地方財政計画では5.9%の減とされておりますが、合併補正による増加を見込んで、前年度予算合計額と比較して4億9,478万2,000円、率にして2.9%減の167億3,400万円としております。

また、地方交付税の振り替え措置としての臨時財政対策債は、地方財政計画では9.8%の減とされておりますが、平成17年度の実績をもとにして、前年度予算合計額と比較して1億5,770万円、率にして9.3%減の15億4,000万円としております。

このような状況のもと、財源の不足額を補うため、財政調整基金から19億527万円、ふるさと振興基金から9億円などを繰り入れるとともに、地域福祉基金を廃止し、総額で前年度予算合計額と比較して15億9,357万3,000円、率にして34.4%減の30億3,237万8,000円を繰り入れ、収支の均衡を図るという大

変厳しい予算となりました。

なお、廃止する地域福祉基金 1 億6,710万8,000円は、そのまま財政調整基金に積み立て、今後の活用を図ることとしております。

次に、歳出について申し上げます。

義務的経費は前年度予算合計額と比較して、人件費は5.2%減の107億190万3,000円、扶助費は旧町村分の生活保護費が県から移管されたことなどのため22.5%増の55億7,611万3,000円、公債費は3.6%減の83億8,217万1,000円となり、義務的経費全体では0.5%増となっております。また、物件費、維持補修費、補助費等の合計では8.9%減の96億379万2,000円となっております。

投資的経費につきましては、合併に伴う電算システム統合事業や横手衛生センターと西部環境保全センターの改造工事、東部斎場の改築工事が終了したことなどから、44.6%減の48億9,644万4,000円を計上しております。

なお、一般会計に大和更生園特別会計ほか3会計を加えた普通会計ベースでは、前年度予算合計額と比較して8.3%減の460億7,264万4,000円であります。また、国民健康保険特別会計ほか35特別会計総額では、前年度予算合計額と比較して1.8%増の371億4,479万9,000円、病院事業と水道事業の企業会計では、前年度予算合計額と比較して11.7%減の97億1,679万3,000円をそれぞれ計上しております。

以上の結果、平成18年度の全会計予算総額は、前年度予算合計額と比較して4.8%減の922億839万2,000円となっております。

次に、平成18年度の主要施策等についてであります。

まず、新「横手市」誕生記念式典の開催についてであります。

昨年10月1日に県下第2の自治体として発足以来、約半年を経過いたしました。新市一体感の醸成と、さらなる発展を誓い合う機会として、4月23日、「秋田ふるさと村ドーム劇場」を会場に、新「横手市」誕生記念式典を開催することといたしました。

式典には、一般参加者を含め約1,000人の方々にご参加いただき、合併功労者への総務大臣表彰や感謝状の贈呈、また、アトラクションとして、地域の伝統芸能の発表などを予定しておりますので、多くの皆様のご参加をお願いいたします。

また、平成18年10月には、8つの地域のお祭りや特産品を一堂に集めた「横手まるごとフェスティバル」を開催する予定ですが、こういった全市的なイベントについては、次年度以降についても「横手市誕生記念」と位置づけ進めてまいりたいと考えております。

次に、指定管理者制度についてであります。

指定管理者制度については、平成18年4月からの順次導入を目指し、さきの12月議会において7施設の指定管理者決定の議決をいただいており、今議会においても、条例の一部改正等関連議案のご審議をいただきます。公の施設への指定管理者制度の導入に関しては、現在管理委託している施設すべてについて管理形態の再点検を行い、導入すべき施設については、法律の完全実施期限である平成18年9月ま

で導入することとし、併せて他の直営施設についても、導入に向けた検討を進めてまいります。

次に、マーケティング推進事業についてであります。

ものから心へ、消費生活からよりよい人生の生活者へと、人々の意識は新しい価値を求め、大きく変わっていくものと思います。

市ではこうした状況に対応し、横手市の基幹産業である農業を「売れる産業」に育成していくため、1月に産業経済部内に「マーケティング推進準備室」を創設いたしました。

現在、「準備室」には室長ほか2名の職員を配置し、外部からマーケティングアドバイザーを招き、農産物や加工商品の現況と課題を把握するなどの「地域内部環境」の整理、また、団塊の世代や高齢化などを抱える社会背景やライフサイクル・消費動向などの「外部環境」の整理などを行っているところであります。

平成18年度においては、これらを整理分析し、その「対応策」を作成し、「すぐにできること、計画的、継続的に実行していくこと」などの整理を行い、マーケティング事業達成のための「アクションプラン」を策定いたします。このプランでは、例えば、「市内8地区の特産品づくり、ブランドづくりの検討」や「地産地消の積極的な取り組み」、「県外食品スーパーなどへの積極的なアプローチ」などのマーケティング活動を展開することにしております。

また、18年度からは、県の平鹿地域振興局が率先して、地域の物産・観光を全国に発信する「横手まるごと売り込み隊」事業も計画されており、県や地元J Aとも緊密な連携を図りながら、市場、消費者等のニーズとターゲットを調査の上、横手市の地場産品の売上拡大に努めてまいります。

次に、広報広聴についてであります。

市報「よこて」につきましては、毎月2回発行する全市版と、地域ごとに毎月1回配布するお知らせ版を併用して、行政情報の広報と、きめ細かな話題の提供に努めてまいりました。また、市内外から20名を委嘱してご意見を募った広報モニターの結果、大きく見やすい写真や地域的にバランスのとれた話題の取り上げ方など、その取り組みを高く評価いただいております。

1月からは、広聴の新たな試みである市長面会日を実施し、貴重なご意見を伺う機会として今後も継続してまいります。

また、公約に掲げておりました地域の皆様との直接対話を行う「私のまちの市長室」を、全市的な統一テーマと、地域局ごとに設定したテーマに基づく第1回目の意見交換を新年度早期に全地域8カ所で開催し、その後は適宜開催していきたいと考えております。

これらの広聴事業の取り組みに加え、平成18年度は新たに市政モニター制度の実施を計画しております。これは、旧来の市政モニターの枠にとどまることなく、皆様のご意見・ご要望を漏れなく伺うことを目的に、「市民みんなが市政モニター」ということで、全市民を対象に実施してまいります。

「市長へのメール」、「市報のお便りコーナー」など、気軽にご利用いただける手法もより拡充し、広報広聴施策の一層の充実に努めることで、民意を基点とした市政運営に努めてまいります。

次に、地域情報化の推進についてであります。

地域における安心・安全で便利な生活の実現に向け、平成18年度中に「横手市地域情報化基本計画」を策定し、それに基づき、情報を活用したさまざまな施策を検討してまいります。

また、情報格差是正事業では、平成18年度県単独補助事業で、大森町坂部地区に移動通信用鉄塔整備を要望しております。今後とも携帯不感地域の解消と高速通信サービス利用可能地域の拡大に向け、国、県、通信事業者等に事業要望してまいります。

次に、消防本部高機能消防指令センター総合整備事業等についてであります。

消防本部消防緊急通信指令施設は平成5年に導入され、119番通報の受付、消防車等の出動指令、出動車両との無線通信機器の運用及び関係機関等への周知連絡を24時間体制で対応し、市民の「安心」と「安全」の確保に資するため運用を行ってきております。

しかし、施設の導入から12年が経過し、保守点検は実施しているものの、構成機器の耐用年数も過ぎ、障害発生の際は部品の調達にも苦慮しているところであります。今回、この通信指令施設を高機能消防指令センターに更新することで、確実な119番通報の受付と適切な出動指令により、消防車両の効果的な運用が図られることとなります。これによって、災害現場での有効な消防活動を行い、市民の生命・財産を守るとともに、市民への情報提供に努めてまいります。

近年、心臓疾患により亡くられる方が全国で年間3ないし4万人いると推定されております。このような方々に対する有効な手段は電氣的除細動であることから、市消防本部の救急車7台のうち、未積載である4台と山内分署消防車に自動体外式除細動器（AED）の配備を図り、迅速な救命処置を施すことで、市民のさらなる救命率向上に努めてまいります。

次に、秋田わか杉国体についてであります。

秋田わか杉国体の準備業務についてであります。平成18年度は、各競技のリハーサル大会が予定されております。中でも、ホッケー競技とボウリング競技は、全国規模のリハーサル大会となります。ホッケーは、10月21日から本市と羽後町を会場にして、全国から成年男女種目に総勢580名が出場しての熱戦が繰り広げられます。また、ボウリングは、11月2日から本市を会場に、各都道府県の代表選手280名による内閣総理大臣杯を目指しての熱い闘いが期待されております。

このほか、国体の機運を醸成する事業として、スポーツ教室の開催や国体PR看板等の製作などにも取り組んでまいります。

市民ガイドブック「外国語版」の作成についてであります。

外国人登録者数が年々増加している中で、在住外国人のための日本語教室を横手・十文字の2会場で開催し、日常会話を学ぶ機会を提供しており、平成18年度も継続して開催することとしております。また、各種サービスや合併に伴い変更になった各種手続などについて理解をしていただき、行政や市民との意思の疎通が図られ、安全・安心な社会を築くため、市民ガイドブックの中から特に必要な事項について、登録者の多い中国語、韓国語、英語の3カ国語による市民ガイドブック「外国語版」を作成いた

します。

次に、福祉・環境等についてであります。その中の防犯、防災情報のメール配信についてであります。

災害時の的確な情報の共有や犯罪の抑止に資することを目的として、主に市内で発生した犯罪など緊急に伝達が必要な防犯に関する情報や、防災、防火、交通に関する情報及び安全、安心に関するお知らせなどを市民の携帯電話やパソコンへ配信する防犯、防災情報のメール配信サービスを実施いたします。

次に、洪水ハザードマップの作成についてであります。

雄物川、皆瀬川、成瀬川、横手川がはんらんした場合に備えて、市民の皆様が迅速に避難ができるように、浸水が想定される区域の表示や危険の程度、避難場所などの情報が記載された洪水ハザードマップを作成し、河川周辺の市民に配布するほか、市のホームページにも掲載し、被害の軽減を図ってまいります。

次に、消防設備や施設の整備についてであります。

火災に迅速に対処し機動力を強化するため、小型ポンプ積載車を横手地域局管内に1台、増田地域局管内に2台配備するとともに、小型ポンプの耐用年数を17年と定め、平成元年以前に配備された雄物川地域局管内の3台と大森地域局管内の1台、計4台を更新いたします。

水利の不便な箇所に耐震性貯水槽40立方メートル級を計画的に配備するため、平鹿及び雄物川地域局管内に各1基、横手及び増田地域局管内に各2基、大森及び山内地域局管内に各3基の合計12基を設置いたします。

また、老朽化した鐘楼を撤去し、消防ホース乾燥柱15メートル級を平鹿地域局管内に3基、雄物川地域局管内に2基の合計5基整備し、なお一層の消防力の向上に努めてまいります。

次に、環境行政についてであります。

現在、環境行政の方針を明らかにするため「横手市環境基本計画」の策定作業を進めております。環境問題が、地球的規模で進行している中で、私たちの生活のあり方を見直すことに視点を置き、市、事業者、市民の役割と責務を明らかにしながら、取り組むべき内容を提案するものであります。

この計画に基づき、環境行政を推進する主体であり、事業者としての性格も持ち合わせている横手市役所として、地球温暖化防止計画を含んだ「横手市役所率先行動計画」を立ち上げ、平成18年4月から実施いたしますので、市民の皆様や議員各位におかれましても、ご理解とご協力をお願いいたします。

主な内容は、「市の施設や事業所から出る可燃物の削減」、「ごみの分別・再利用」、「エネルギー使用の削減」、「公用車の排出ガス削減」など7項目で、職員が取り組む実践内容を示し、市民や事業者のモデルとなるよう実践に努めてまいります。

山林や河川敷に家電製品などを無断で捨てる不法投棄が後を絶たないことから、市では60人の「環境監視員」を配置し、早期発見と拡大防止に努めてまいります。不法投棄は、美観を損ねるだけでなく、環境汚染を招く原因となり、明らかな犯罪行為です。この取り組みを通じて、市民一人ひとりが監視

者・通報者となり、不法投棄の防止につながることを願っております。

平成19年4月から、家庭系ごみのうち、可燃ごみ及びプラスチック類の処理については、指定ごみ袋による手数料制を導入することとしておりますが、平成18年度においては、新しい指定ごみ袋の作成はもとより、新たな分別・収集ルールをつくり、年度後半には市民の皆様に対して指定ごみ袋制及び新ルールの周知・理解を図るべく、地域ごとに説明会を開催いたします。

次に、廃棄物処理統合施設整備事業についてであります。

平成18年度に整備検討委員会を立ち上げて本格的な検討に入ることにしております廃棄物処理統合施設整備事業につきましては、循環型社会形成推進交付金制度活用のため、地域計画を環境省及び秋田県と共同で策定し、平成27年度の統合施設稼働に向けて事業を推進してまいります。

次に、健康づくり推進についてであります。

近年の食生活環境の変化や交通機関の発達により、健康を取り巻く環境が大きく変化してまいりました。また、高齢化の進む中で、脳卒中やがんなどの生活習慣病や、これらに起因する「寝たきり」、「認知症」なども年々増加する傾向にあります。

こうした状況を踏まえ、新市における健康づくりの指針として、子供から高齢者までみんなが生き生きと元気に暮らすことができる、安心社会を目指した「健康よこて21」計画の策定に取り組んでまいります。

平成18年度の重点事業は、生活習慣病予防対策への取り組みとして、健康診査体制の調整、早期発見による二次予防に努めるとともに、生活習慣病を引き起こす危険因子として挙げられている「たばこの害」や「食育」など、知識普及への取り組みを強化し、一次予防の推進に努めてまいります。

また、母子保健や予防接種事業については、いつでも、どこでも、健診や予防接種が受けられる体制を整備してまいります。

平成19年4月オープンを目指し、急ピッチで進められております平鹿総合病院の移転新築事業につきましては、医療機器や救急施設整備に対して助成を行い、幅広い医療ニーズに対応した医療体制整備を支援してまいります。

健康づくりは「一人ひとりが自分の日常生活に気をつける」ことが一番ですが、なかなか難しい面もあり、「地域の方々が一緒になって身近なところで健康づくりを実践する」活動がたくさんできるよう支援してまいります。

国民健康保険事業についてであります。

政府・与党は、国民皆保険制度を堅持し、将来にわたり持続可能なものとしていくため、昨年12月1日に「医療制度改革大綱」を決定し、今通常国会で一連の改革法案が審議されております。

特に、診療報酬改定においては、過去最大の3.16%の引き下げが予定されております。また、高齢者の自己負担の見直しや食費などの見直し、高額療養費の自己負担の引き上げ、出産育児一時金の給付を35万円に引き上げるなどの改正内容となっております。

超高齢化社会を展望した医療制度体系では、平成20年度に75歳以上の後期高齢者を対象に、独立した医療保険制度を創設し、その運営は都道府県を単位として、全市町村が加入する広域連合が行うこととしております。

平成18年度の国民健康保険事業概要は、一般被保険者については、社会保険加入者が増加傾向にあることから、平成17年度見込み数の2%減、2万5,000人と見込んでおります。一方、退職被保険者については、退職国保加入者が年々増加している関係から、9%増として見込んでおります。

また、保険給付費の関係では、一般、退職ともに、前期高齢者の加入などに伴い、1人当たりの保険給付費が7%程度伸びておりますが、今後の診療報酬の引き下げを考慮して、5%の増として見込んでおります。また、国保の保健事業については、合併協議に基づき、節目年齢ごとに、脳ドック、人間ドックの実施、年7回の医療費通知を主なものとして計画しております。

国民健康保険特別会計の予算規模については104億2,000万円ほどとなり、合併協議会で推計した予算額より0.7%の減で、ほぼ同規模となっております。また、国保税につきましては、平成17年度の保険給付費などの支払いが確定しておりませんので、繰越額の見通しの関係から暫定予算額となっております。いずれにいたしましても、税率改正をお願いする6月定例会において、本格予算を審議していただくこととなりますので、ご理解賜りますようお願いいたします。

次に、老人医療事業についてであります。

平成14年度の医療制度改革において、受給対象者が70歳から75歳に引き上げられ、障害のある方を除き、一般の方が75歳から受給対象者となるのは、平成19年10月からとなります。

このため、受給者は年々減少しており、平成18年度の受給者数を4.5%減の1万8,300人として見込んでおります。また、1人当たり医療給付費は、診療報酬の引き下げを見込んで、1%増で予算計上しております。

今年の10月分医療費から公費負担割合が、社会保険診療報酬支払基金が2分の1、国が12分の4、県・市町村がそれぞれ12分の1となり、制度改革から5年をかけて本則負担となります。このため、今年度の市の負担率は、0.6ポイント程度増加することとなります。これらの制度改革が終わる平成20年度からは、新たに高齢者から保険料を徴収する高齢者医療保険制度が創設されることとなっております。

次に、福祉医療事業についてであります。

福祉医療事業については、合併協定に基づき、乳幼児対象者の所得制限の撤廃、住民税課税世帯の自己負担限度額1,000円についての無料化を実施しております。1月末現在の所得制限助成該当者は、合併時より41人増の858人、1,000円負担助成該当者は119人増の2,568人となっており、単独事業費として6,000万円ほどの予算を計上しております。

また、今回の医療制度改革により平成20年度から、現在の3歳未満の2割自己負担が小学校就学前まで拡大されることとなっておりますので、将来の市の負担が軽減されていくものと考えております。

次に、子育て支援についてであります。

かねてより朝日が丘児童センターの放課後児童クラブ利用者から旭小学校付近での同クラブ開設を望む声があり、地域のアンケート結果を踏まえ、4月から旭公民館に新設することといたしました。

今後、この事業のより一層の充実を図るとともに、子育て中の専業主婦の方々からの相談や一時保育にも対応できるよう、ファミリーサポートセンター事業も充実してまいります。

一方、「出産祝い金事業」については、来年度から出生の順位で支給額が異なるという事業内容を見直し、すべての子供の出生を等しくお祝いする方向で検討いたしました。

新たな支給額としては、国において児童手当などの支援策が拡充される状況をかんがみ、一律、1子3万円で予算計上いたしております。

今後、「次世代育成支援地域行動計画」に基づき、各事業のタイムスケジュールを作成し、次代を担う子供たちが健やかに生まれ、はぐくまれる環境の整備に努めてまいります。

次に、障害者自立支援サービスについてであります。

障害者自立支援法の施行により、10月1日から利用者ごとに必要となるサービスを明確にするため、審査会の判定に基づき、市が障害程度区分の認定を行うことになりました。

現行制度により障害福祉サービスを受けている方々は、暫定措置として9月まで継続できますが、それ以降は認定が必要となりますので、早期に審査会を立ち上げ、作業を進めてまいります。

次に、介護保険についてであります。

4月より施行される改正介護保険法では、「介護予防の重要性」と「認知症ケアの充実」を新たに体系化し、長期的な視点で「介護」の充実を図ることが求められており、当市の現状と今後を考慮しつつ、平成18年度から20年度までの3カ年を一期間とする「第3期介護保険事業計画」を策定いたしました。

策定に当たっては、住民代表の方々も含め、介護保険運営協議会において、幅広い分野の皆様の豊富なアイデアをいただき、今後の方向性を検討・協議いたしました。また、この計画をもとに、市として統一した介護保険料を基準月額で2,988円としております。

さらに同法では「地域包括支援センター」の設置が義務となっており、市では4月に「横手市地域包括支援センター」を創設し、地域福祉の中核機関と位置づけ、地域の介護における体系づくりに取り組んでまいります。

また、新たなサービスとなる「地域密着型サービス」については、地域局の区域を基本とする日常生活圏域を設定し、圏域ごとの実情と今後の推移を精査・検討しながら計画を遂行してまいります。

「介護予防・認知症ケア」と「地域ケア」については、その重要性をかんがみ、介護保険運営協議会のほか、横手市地域包括支援センター運営協議会、地域密着型サービス運営委員会を立ち上げ、介護保険事業の検証と有効性を検討しながら、円滑な運営に努めてまいります。

次に、産業振興についてであります。

その中の観光政策についてであります。新市になり、観光資源の充実や施設の拡大で横手市の魅力は大きく広がっております。こうした観光資源をネットワーク化しながら、周遊観光ルートの整備を図

ることにより、さらに魅力は大きくなることとなります。

また、農業や自然、地域の歴史などの活用による体験型観光やグリーンツーリズムを促進するとともに、埋もれた資源の開発を進めてまいります。

誘客に当たってはマスメディアなどを活用し、情報の発信を行うとともに、観光エージェントとの連携を強化しながら観光需要の拡大を図るため、これまでの仙台圏、関東圏に加え、関西圏もターゲットにした全国発信を行ってまいります。さらに、他市との広域的な観光ネットワークを充実させ、台湾、香港などの海外からの誘客を図るべく、積極的な宣伝活動をしてまいります。

また、観光客の受け入れ体制の充実が不可欠であることから、観光関連団体との連携により、研修会、講演会などを実施し、ホスピタリティの向上を図り、その体制を強化してまいります。

農業振興についてであります。

平成18年産米の生産目標数量が前年より715トン多い6万4,078トン配分されました。

これを受け、各地域水田農業推進協議会では生産目標数量と転作目標数量を決定して、各農家に配分したところであります。

市全体での転作目標数量としましては4,798ヘクタールで、平均30.3%の転作率で各農家へ配分しております。

平成19年度からは、品目横断的政策と併せて新たな米政策改革が検討されており、市としましては18年度は横手市水田農業推進協議会を一本化し、新たな「横手市水田農業ビジョン」を策定し、品目横断的経営政策とタイアップして、米の受給調整システムと消費者ニーズに対応できる、安定した米の生産基地と安定した複合農業の確立を目指して、横手市農業の構造改革を推進してまいります。

なお、市単独の生産調整対策費につきましては、現対策の最終年度であり、昨年までの旧市町村ごとの支援体系として予算計上しております。

さて、国では昨年10月に戦後農政の一大構造改革と言える「経営所得安定対策等大綱」を決定し、平成19年度から導入することとしました。

これは、WTOにおける農業の国際規律に対応できる日本農業の見直しを図るとともに、農業農村の高齢化・後継者不足にも対応できる新たな経営体の育成を主体に、今までの価格支持政策から担い手経営体への直接支払制度と販売収入の変動への対策を導入する二本立ての制度に大きく変わることであり、今後の国・県の農政施策もこの基本に沿った内容になるものと考えられます。

この経営体の対象要件、担い手4ヘクタール以上、集落営農組織20ヘクタール以上の要件を満たすには、現状ではなかなか厳しいものがあります。

しかしながら、これに対応できなければ今後の農業経営、ひいては農業農村の発展の展望が開けないものであり、横手市農業の一大課題として対象経営体の確立、特に、集落営農組織の設立に全力を傾注してまいります。

集落営農組織による新たな営農形態は、農産物の生産のみでなく、グリーンツーリズムや地産産直へ

の取り組みなどの多様な横手市農業の展開につながる転機となる大きな可能性もあります。

既に12月から、県・JAとともに自治区単位に農家への説明会を開催しておりますが、1月からは全集落を対象に説明会を開催して、制度の浸透と特認要件を活用した、その地域に合った経営体の設立を推進しているところであります。

4月からは、産業経済部農政課に「経営所得安定対策等大綱推進本部」を設置し、農政課・各地域局産業振興課が県・JAなどと一体になって、集落個々の具体的な指導対応を図るとともに、国・県の施策に合わせた施策を推進してまいります。

次に、これらの農業推進のために一番大事なことは後継者育成であります。市では、これまでも新規就農者や新たな作目にチャレンジする農業者を対象に、県のフロンティア農業研修制度などを活用して支援してまいりました。

現在まで90名の研修終了者が地域農業の担い手として活躍しており、平成18年度も6名が農業試験場・果樹試験場で研修を予定しております。

平成18年度、県では研修助成費が減額になっておりますが、市では、その分の助成費をかさ上げして、農業後継者の育成に積極的に取り組んでまいります。

次に、「バイオマスタウン構想」についてであります。

平成14年12月に「バイオマス・ニッポン総合戦略」が閣議決定され、地球温暖化の防止、循環型社会の形成などの観点から、その有効利用について対策が講じられてきているところであります。

旧横手市において平成16年度に「横手バイオマスビジネス研究会」を立ち上げ、その研究会報告書「バイオマスアクションプラン」が提言されております。

この提言を活用して、バイオマスの発生から利用まで効率的なプロセスで結ばれた総合的利活用システムと安定的かつ適正なバイオマス利活用を行うことにより、住みよい環境づくりの構築を目指す横手市の「バイオマスタウン構想」を策定いたします。

この構想が国から認定されることにより、バイオマス利活用整備支援の対象になりますので、その後、具体的に環境に優しい横手市循環型社会整備、新産業の創設などを推進してまいります。

次に、農林整備関係についてであります。

農林整備関係では厳しい農業情勢を打破し、攻めの農業への転換を図るべき条件整備をこれまでも進めてまいりましたが、次年度においても国営かんがい排水事業を初めとし、県営担い手基盤整備、農道整備など多くの事業を継続して整備を進めてまいります。

また、集落の資源、環境を地域共同活動で守ろうと、平成19年度から新たに農地・水・環境保全向上活動事業が創設されますが、これに先駆けて新年度に、横手、増田、大森の管内3地域で実験事業を実施いたします。本格スタートに向け、よきモデルとなるよう、関係する皆さんと協力体制を組んでまいります。

松くい虫被害防除対策につきましては懸命に取り組んでまいりましたが、まだまだ被害があり、貴重

な財産を守るため、これまで同様、薬剤散布による予防並びに被害木の伐倒処理などの対策を講じてまいります。

次に、商工業の振興についてであります。

新市における商工業の振興につきましては、従来にも増して他地域にない独創性ある取り組みと、スピード感ある行動が求められるものと認識しているところであります。

具体的な取り組みとしては、商業部門では、トライ21などのまちづくり機関による「地域の創意工夫を生かしたまちづくり」への支援や、各商工会活動を通じての「各種イベントなど魅力ある商店街づくり」への支援、「商店街の空き店舗の活用」や「消費者ニーズの多様化に対応した販売方法の取り組み」などのほか、中小企業振興資金の利子補給制度なども含め、特色ある商業活動の展開を支援してまいります。

次に、工業部門では、工業団地への企業誘致を進めるため、用地取得、設備投資等に係る優遇制度を大いに活用しながら、新たな雇用の場の創出に努めてまいります。

いずれにしましても、今緊急の課題は、若者の定住促進と安定した就労の場の創造を図ることであり、地域の重要課題として「雇用促進プロジェクト」の推進に向け、全力で取り組んでまいります。

平成18年度は戦略的な行動として、地域内でIT関連業務の専門家育成を図ることで、関連業務の地方誘致を目指す「ITスペシャリスト育成事業」への支援、技術やアイデアは持っているけれども、研究開発施設や資金・経営ノウハウを持たない起業家の卵の皆さんを、産・学・官の連携により立ち上げ支援する「新事業創造支援施設の構想策定に向けた調査研究」などを、「横手産業支援センター」との連携を図りながら実施することとしております。また、自動車関連産業の誘致に向け、「地元関連企業を中心とした企業情報収集や調査事業」への活動支援などを行いながら、雇用促進の環境整備に努めてまいります。

建設行政についてであります。

その中の基本姿勢についてであります。新市建設計画における「人にやさしく住みよいまちづくり」を促進するため、建設行政全般において、それぞれの地域の特性に十分配慮しながら、道路網、住宅・住環境、公園・緑地、各拠点地区などの整備事業並びに除雪対策など、都市基盤施設全般の維持管理事業を着実に進めてまいります。また、それぞれの事業を円滑に進めるためには、以前にも増して住民との密接なかかわりが求められる社会環境下にあることから、常に「協働のまちづくり」の視点を忘れることなく、事業の総体的な進捗を図ってまいります。

公営住宅整備についてですが、「十文字・旭団地建替事業」につきましては、新年度からは「地域住宅交付金事業」として引き続き整備していくこととしており、共同住宅2棟8戸の建設を行う予定であります。また、「平鹿・醍醐住宅団地建設事業」につきましても、8棟16戸の建設を行う予定であります。

次に、都市マスタープランの策定についてであります。

都市の将来像やまちづくりの方針を示した向こう20年間の長期計画として、平成18年度から3カ年で都市計画法に基づく都市マスタープランを策定いたします。このうち、平成18年度は市全域の現況を調査・分析し、住民の意向調査を実施するとともに、課題の整理や目標の設定を行うための基礎調査業務を行う予定です。

また、この基礎調査の作業を実施するに当たり、都市計画基本図や地形図を作成するため、航空写真撮影を含む都市計画図作成業務を併せて行います。

次に、JR駅周辺の整備についてであります。

JR横手駅周辺地区については、まちづくり交付金事業を実施するための個別事業の整備方針を検討する「都市再生整備計画策定検討委員会」において、平成16年度より8回にわたる議論を重ねた結果、平成17年度内に都市再生整備計画がまとまることになりました。これを受けて、平成18年度は、まちづくり交付金事業の具体化のために、各事業の概算事業費や費用対効果算定のための市民アンケート調査・集計などを行う予定です。

また、横手駅東西自由通路等基本構想策定業務の成果を踏まえ、平成18年度はJR東日本と基本計画調査の協定を締結し、JR敷地内の測量、基本計画図作成、概算工事費等の算出を行います。

横手駅前地区市街地再開発事業につきましては、平成17年8月2日に設立された3.3ヘクタールの区域内の権利者及び関係者の方々からなる「横手駅前地区再開発協議会」において、地区の再整備に向けての協議や先進地視察を行ってまいりました。この協議会の活動により、再開発事業への一定の合意形成が進んだことから、平成18年1月11日に、準備組合設立のための説明会を開催し参加の意思確認をしましたところ、2.3ヘクタールの区域を対象に29名の参加申し込みがあり、これを受けて、1月31日には関係者による「横手駅東口第一地区市街地再開発準備組合」が設立されました。平成18年度は、市では再開発事業として施行する2.3ヘクタールの区域について都市計画決定を行います。また、準備組合では、再開発基本計画を踏まえ、現況測量や土地・建物評価、基本設計や資金計画を作成する事業計画策定業務を行う予定ですが、これを実施するための事業費について、国、県、市への補助要望がなされております。

次に、十文字駅周辺の整備につきましては、平成17年度において整備基本構想を策定いたしました。平成18年度は住民主体の検討委員会によるワークショップを開催し、現状の問題点の把握と課題の整理、整備の方向性を検討してまいります。

次に、街路整備についてであります。

都市計画街路事業として整備を行っております「中の橋通り線」につきましては、関係者のご協力により着々と事業が進捗しており、18年度は移転補償1件と街路の築造工事を行い、橋梁を除く全区間について、供用開始を目指してまいります。

次に、公園整備についてであります。

都市公園等統合補助事業で整備を行っております「七日市公園」につきましては、平成18年度をもっ

て補助事業によるすべての整備を終え、供用を開始すべく、最後の仕上げとなる駐車場などの整備を進めてまいります。

また、赤坂総合公園につきましては、第2工区の造成を進め、早期供用に向け、整備の促進を図ってまいります。

次に、土地区画整理事業についてであります。

駅西地区土地区画整理事業につきましては、平成18年度事業の予定といたしまして、街区公園2号築造工事及び保留地予定箇所の造成工事を実施いたします。

また、三枚橋地区土地区画整理事業につきましては、平成17年度に予定している建物移転補償12戸のうち3戸が繰り越しになりますが、雪消え後の着工予定となっております。

平成18年度の事業としましては、都市計画道路駅西線築造を中心に2区画街路の築造並びに宅地造成の工事施工と、建物移転補償7戸を予定しております。

次に、道路事業についてであります。

新年度の道路事業につきましては、継続3路線と新規に着手する4路線の合わせて計7路線を計画しております。

また、国・県と一体となって整備を進めております醍醐地区大橋交差点の改良は、平成18年度において県道並びに市道が、また平成19年度には国道が完成の見込みであり、これにより長年の懸案となっております交差点渋滞は一気に解消されることとなります。

さらに、市では大橋地区の流雪溝の水源整備を平成19年度以降に予定しております。

今後も道路整備は、新市の建設計画に沿って均衡ある地域発展に寄与する道づくりを進めてまいります。

次に、除雪対策についてであります。

この冬は記録的な大雪に見舞われ、合併初年度から除雪対策の真価が問われる状況となりました。幸い、これまでのところ、市民の皆様のご協力と市除排雪担当の総力を挙げた取り組みにより、市民生活に大きな支障を来すことなく乗り切りつつあると考えております。引き続き、排雪作業や融雪に伴う災害への警戒を重点に、雪対策に万全を期してまいります。

平成18年度におきましては、6台の除雪車両導入や除雪車両の安全運行体制の確保に努めるとともに、地域局間の連携の強化により、除雪体制の整備向上を図ってまいります。

また、消融雪溝、消雪パイプ等の施設の維持管理や、市民との協働による克雪対策として、除雪活動費補助金による施設整備や活動費助成制度の周知と運用を図ってまいります。

水道事業についてであります。

市民生活に直結したサービスの提供が求められる水道事業について、これまで各事業体が独自の施策として実施してきたところではありますが、安心しておいしく飲める生活用水を安定的に供給できる対策及び運営基盤の強化と需要者ニーズを満たすサービスの充実を図ることなどを目標とした水道事業計画

を策定することといたします。

この計画では、事業の見直しや新たに必要とする事業、経営目標の設定などについて全市的に検討し、将来のあるべきビジョンを示す予定であります。

給水量・収益とも伸びない状況にあり、これまでの事業実施に係る起債の元利償還や今後の施設整備等を勘案すれば、財政的に大変厳しい状況にあり、コストに見合う料金の改定も視野に入れた情報提供や説明会などを実施してまいりたいと考えております。

また、これまで各地域局で計画的に進めてまいりました事業については、支障が生じないよう措置してまいります。

次に、下水道事業についてであります。

公共下水道事業の平成17年度末の整備状況につきましては、1,394ヘクタールが整備済みとなる見込みであり、全体計画面積に対し48%の整備率となります。

平成18年度の公共下水道の整備につきましては、年度内に整備完了となる地区を中心に、全市的に管路整備を進めます。

横手地区の浸水対策事業は、用地買収を含め、睦成字中川原・久保目間の580メートルの管渠布設を予定しております。

また、下水道等基本構想見直しと事業計画認可変更を予定しておりますが、今後の事業費を想定した場合、集合処理での整備は大幅な遅れが懸念されることから、より効率的な組み合わせ手法での見直しが必要になるものと考えております。

次に、平成18年度の浄化槽事業につきましては、235基を補助事業で実施する予定としております。

市の生活排水処理を担うこれらの事業は、公共用水域の水質保全や居住環境の整備に欠かせない機能であることから、均衡のとれた整備に努めるとともに、経営の安定化につながる水洗化率の向上に引き続き取り組んでまいります。

病院事業についてであります。

市立横手病院・大森病院とも、それぞれの地域的・機能的な特性を尊重しながら協力し合い、連携を図りながら、患者さん中心の安全で安心な医療の提供と病院経営の健全化・安定化に努めてまいります。

しかしながら、医療制度を取り巻く環境は一段と厳しさを増す状況にあります。特に、今通常国会においては「医療制度改革大綱」に係る一連の改革法案が審議されており、中でも診療報酬改定においては3.16%の引き下げが予定されております。

このような情勢から収益の確保については大変厳しい状況にありますが、支出の縮減を図りながら、多様化する住民ニーズへの対応に加え、効率のよい経営に努めてまいります。また、病院経営確立には医師確保が不可欠であり、引き続き努力を重ねるとともに、財団法人日本医療機能評価機構による病院機能評価の認定を得た高いサービスレベルを維持し、選ばれる病院づくりを進めてまいります。

横手病院につきましては、診療の質の確保に努め、認定ナースの育成など看護の充実を図ります。ま

た、高額医療機器などを整備し、地域医療・保健への貢献を積極的に推進いたします。

大森病院につきましては、保健・医療・福祉の地域包括医療の推進と健康の丘おおもりの連携強化に努めてまいります。また、電子カルテシステムの安定稼働を図りながら、夕暮れ診療など、利用者ニーズに対応した医療サービスを提供してまいります。

また、病院事業の要である企画経営課については、医薬品などの共通品目について共同購入を実施するほか、人事交流による職員の活性化や医療安全対策・院内感染対策といった分野での研修会の開催を推進し、一層の協力体制を充実してまいります。

次に、組織機構等についてであります。

その中の部局等の再編に向けてであります。現在の分庁方式の中で、いかに効率的な行政運営を進めるかは喫緊の課題であり、合併時の合意に基づき市民の皆様に不安を与えないよう、柔軟に組織の再編を進める必要があると認識しております。

このため、平成18年度におきましては、総務企画部、建設部、上下水道部及び教育委員会事務局等について、一部組織の再編に着手することといたします。

その中の総務企画部についてであります。平成19年開催「秋田わか杉国体」に向け、平成18年度においては各競技のリハーサル大会が予定されており、これら大会の開催に対応するとともに、本番に向けて国体準備室の体制強化・充実を図ってまいります。

また、公約として掲げております「男女共同参画の推進」を具体化するための体制づくりに取り組んでまいります。

次に、建設部及び上下水道部についてであります。建設部と上下水道部については、本庁と地域局の役割と責任を明確にするとともに、再編に当たっては、市民の皆様が不便を感じないように、現場での即時対応や相談活動については地域局が、設計など技術的な部分に関しては本庁機能に集約することとしております。

次に、教育委員会事務局についてであります。

児童・生徒を取り巻く社会の急激な変化に対応するため、教育指導課、仮称を新設し、児童・生徒の学力向上等に向けた指導体制の強化を図ってまいります。

次に、第三セクター等の運営についてであります。第三セクターに対する市の関与のあり方について検討を行い、可能な限り自立経営の方向を探りたいと考えております。

また、これに併せて市が直営で行っている温泉施設や委託などを行っている温泉施設についても、今後の運営のあり方について検討を重ねてまいります。

次に、平成17年度事業の進捗状況についてでございます。

その中の環境施設についてであります。昨年9月から実施してまいりました西部環境保全センター一酸化炭素濃度低減対策改造工事は、2月28日に完成し、焼却処理を行っております。本工事は分別収集や人口減少などによる処理量の減少を考慮し、統合施設稼働までの設備投資抑制の観点から2系列の

焼却施設のうち1系列のみを改造しております。したがって、今後は1炉だけでの運転となりますので、処理が滞ることのないよう他のごみ処理施設と連携し、環境基準の遵守に努めてまいります。

旧東部斎場の建物及び敷地の有効活用につきましては、2月14日に開催いたしました意見交換会の内容を踏まえ、ペット斎場などへの利活用について検討してまいります。

健康の丘おおもり西側の丘陵地に完成いたしました大森墓園は、1区画4平方メートルで、158区画を平成18年度より分譲開始いたします。

なお、当墓園の条例につきましては、本議会案件として提案しております。

次に、公営住宅整備についてであります。

平成15年度から5カ年計画で進めております十文字・旭団地建替事業及び山内・定住促進住宅整備事業とも順調に進捗し、いずれも3月中の入居を予定しております。また、新市を担う若年層の定住促進と均衡のとれたまちづくりのために、平成16年度から5カ年計画で進めておりますまちづくり交付金事業による「平鹿・醍醐住宅団地建設事業」につきましては、今年度5棟10戸の繰越事業として進めてまいります。

次に、街路整備であります。

都市計画街路事業として整備を行っております城址内町地区の「中央線」につきましては、横手市指定文化財の移転補償工事の引き家工事が終了し、また、「中の橋通り線」におきましても、用地の確保が図られましたので、両路線とも街路築造工事を現在施工中であります。

また、横手市指定文化財の移転補償工事において、今冬の豪雪により、屋根、土壁工事の施工及び養生が困難となり、街路築造工事においても、土工事などの施工が困難であると判断されたため、工事費の一部を繰り越して執行することを予定しております。

公園整備についてであります。

平成17年度の事業進捗状況としては、都市公園等統合補助事業において「七日市公園」の工事費の確定や「横手公園」の用地買収が難航したことにより、減額及び組み替え補正を計上しております。

また、「赤坂総合公園」の補償交渉において、地権者との意見調整に日数を要したため、用地補償費とそれに伴う工事費も併せ、事業費の一部を繰り越して執行しようとするものであります。

次に、土地区画整理事業についてであります。

昭和57年度に事業着手し、23年の歳月と14億円余りを投じた中央第二地区土地区画整理事業が、このたびの換地処分により事業収束に向かうこととなりました。当事業は、地域のスプロール化の防止と横手環状線の整備を目的に着手されたものであり、270人に上る関係権利者の皆様のご理解とご協力により、建物移転143戸、区画街路2,749メートル、街区公園1箇所の事業が展開され、大きな事故もなく、無事に所期の目的が達成を見たとところであります。

事業収束に当たり、換地計画の縦覧を終了しましたので、県知事による認可を受け次第、換地処分通知書を関係者へ通知し、平成17年度内の換地処分を実施した後、区画整理登記を実施し、清算金徴収交

付事務を行ってまいります。

次に、道路事業についてであります。

道路事業の進捗状況につきましては、現在、交付金事業で8路線を整備しておりますが、平成14年度より整備を進めてまいりました上長田赤坂線など5路線が事業完了いたします。これにより地域間のアクセス時間が一部改善され、利便性が向上することになります。

今後とも、新市の建設計画に沿って均衡ある地域発展に寄与する道づくりを進めてまいります。

次に、災害対応特殊救急自動車の配備についてであります。

昨年12月20日より救急救命士による高度な救命処置が可能な災害対応特殊救急自動車、いわゆる高規格救急車を大森大雄分署に配備いたしました。今後は横手市西部地域の救急需要に効果的に運用してまいります。

各地域局の状況についてでございます。

まず、横手地域局であります。去る1月16日、地域住民の皆様21人からなる旭地区交流施設基本構想検討委員会より、児童クラブの設置や施設の完全バリアフリー化などを盛り込んだ基本構想の答申をいただきました。

現在の施設は昭和50年の建設以来、約30年間、地域の交流中核施設として利用されてまいりましたが、老朽化に伴う安全確保の対策が急務であること、大雄・平鹿地域の住民の皆様との交流拠点となることなどを考慮し、平成18年度より建設事業に着手する予定であります。

また、平成16年度より、市民の皆様のご健康の向上をまちづくりの原点と位置づけ推進してまいりました「健康の駅」事業につきましては、特別養護老人ホーム「すこやか横手」内に開設したトレーニングセンターを本格稼働させるなど、着実に事業の拡大を図っております。

健康運動指導士などの専門家を常駐させ、利用者個々の身体状況に応じた運動指導などを実施し、安全で効果的な健康づくり活動をサポートするため、医療・保健・福祉などの専門家が支援する体制を整えながら、市民の皆さんと専門家が交流することで市民の健康管理意識が高まり、「健康になる力」を育てる場所となるよう努めてまいりました。

今後は平成18年度策定予定の「健康よこて21」計画との整合性を図り、より多くの市民の皆様が積極的に健康づくり活動に取り組めるよう、地域に密着した魅力ある健康の駅づくりを目指してまいります。

次に、増田地域局であります。

増田地域では、平成14年、旧小学校単位に、住民主体の地域づくりを目的として、4つの地域センターを設立し、地域の伝統文化の伝承やコミュニティ活動など、地域特性を生かした多くの事業を行ってまいりました。今後、こうした住民主体のまちづくりの重要性はますます高まるものと考えます。

こうした中、2月5日、増田地域センター運営協議会主催で「こうすれば増田はよくなる」をテーマとしてシンポジウムを開催いたしました。シンポジウムでは5名の方々にパネリストをお願いし、さまざまな視点からの地域づくりについて述べていただき、これに約120名の参加者が真剣に耳を傾け、地

域づくりとは何かということをとともに考え、意見交換を行ったものです。今後、こうした地域センター活動の一層の充実を図り、市民と行政がともに協力し合いながら、新たな地域づくりを行っていくこととしております。

次に、平鹿地域局であります。

ゆっぶるでは、平成7年8月1日にオープンしてから平成17年11月で入館者が150万人に達成したことを記念し、2月10日から12日までの3日間にわたり、ゆっぶる名物りんごぶろ、紅白もちのプレゼント、歌謡・民謡ショーを開催いたしました。

次に、農村の総合的な振興を図るため、地域農業の健全な発展を図るとともに、景観がすぐれ、豊かで住みよい農村となるよう、農業生産基盤の整備と農村生活環境整備を一体的に実施する、むらづくり交付金事業を本年度から5カ年計画で実施しておりますが、平成17年度は農業用排水路1路線、集落道1路線を実施しており、平成18年度では、農業用排水路1路線、農道1路線、集落道2路線、集落排水路1路線の事業を実施してまいります。

次に、雄物川地域局であります。

雄物川地域局管内の水道事業の現状は、公営の簡易水道事業が75%、非公営の集落営水道が25%となっております。しかしながら、下水道事業計画区域に非公営の集落営水道が存在し、事業に支障を来しており、早期に公営化を図る必要があるため、平成18年度において公営簡易水道の区域を拡張するための変更認可設計を行いたいと考えております。

また、災害時などにおけるライフラインの要である水道の確保は最重要の課題であります。現状では水量において不安材料もありますので、分散している簡易水道を連結して水の相互応援をすることにより、安定的な供給を図っていきたいと考えており、平成18年度では東部地区簡易水道と中央地区簡易水道を結ぶ連絡管工事を予定しております。

平成18年度の下水道事業では、延長1,283メートルの管渠築造工事を予定しており、これが完成すると15年度に先行整備しておりました下開地区が供用開始となり、加入率の向上と水洗化率の向上が見込まれます。

また、浄化槽市町村整備推進事業では、これまで161基の浄化槽を設置してきたところでありますが、平成18年度では7人槽20基を整備したいと考えております。

次に、大森地域局であります。

年末年始にかけての大雪により、大森地域局管内の市道中房武道線では雪崩が発生しました。その後も危険な状態が続いており、雄物川地域を通る迂回路の除雪整備を充実させた上で、1月5日から4月3日まで通行止の措置をとっております。このため、平成18年度以降においては、年次計画をもとに、のり面雪崩予防さく設置工事を実施し、事故防止や安全対策に努めたいと考えています。

現在、大森地域の上水道は塩素滅菌のみで給水しておりますが、本年度事業で実施しております急速ろ過機能を有した浄水場が間もなく完成し、4月から供用開始予定であります。

これによって、鉄・マンガンによる赤水が解消され、微生物や細菌対策が施された安心・安全な水が安定的に供給されることとなります。

また、長年要望のあった大森町八沢木地区に移動通信用鉄塔施設が整備され、間もなく供用開始となります。

十文字地域局についてであります。

道の駅事業につきましては、平成17年度において民家の家屋移転や地域振興施設設計業務を終え、18年度において敷地造成工事及び地域振興施設の建築工事を実施いたします。

なお、国土交通省分の事業につきましては、駐車場及びトイレ部分の用地買収やトイレの建築工事などを行う予定となっております。

集落排水事業につきましては、平成19年度までの計画で整備を進めております植田地区農業集落排水事業において、処理場の建築と内部の機械設備等の工事が完了し、現在工事が進められております中継ポンプ場の設置も今年度中に完成することから、処理区域の大部分が平成18年4月から供用開始できることとなります。

また、年度当初に供用開始できない一部区域につきましても、平成18年度工事で管路布設などを実施し、18年秋ごろには使用できる状態になるものと思われまます。

事業の供用開始に伴い、今後は、より多くの方々に施設に接続していただけるよう、地域の皆様に啓蒙を図ってまいります。

次に、山内地域局についてであります。

山内地域の第5期山村振興計画による当事業は、平成15年度から今まで、鶴ヶ池荘前の産直施設「山菜恵ちゃん」の整備、大松川ダム公園の整備、市道相野々ダム線の改良、その他ソフト事業を実施してきたところであります。

平成18年度は最終年度であり、集落道整備のハード事業はもとより、当ソフト事業により立ち上げた「山内地域活性化推進協議会」により、今までの事業の検証、総括を行い、今後の山内地域の産業振興と次期山村振興計画策定へ向けて検討を行ってまいります。

また、長年の懸案であった南郷地区への移動通信用鉄塔施設が間もなく完成し、供用開始となります。

次に、大雄地域局であります。

水道事業では、大雄地区に安全で良質な生活用水を安定供給するため、旧横手市水道水を配水する施設整備が早期に着手できるよう計画を進めてまいります。

下水道事業は、平成22年度までの整備計画に基づき順次整備を進めており、18年度は上田村地区の延長2,171メートルについて工事を実施する予定であります。これにより管渠整備率は79%に達する見込みであります。

補正予算についてであります。

今議会に提案しております一般会計補正予算についてご説明申し上げます。

補正第5号は、除排雪に係る経費の補正で、2月臨時議会において議決していただきました予算について、予算計上に不手際があり、不足する見込みとなったことから9,588万5,000円の追加をお願いするものです。

なお、この補正予算につきましては、市民生活に直接影響を及ぼす予算であることから、今議会の冒頭において速やかに議決していただきたく、重ねてお願い申し上げます。

次に、補正第6号は、事業費の確定や決算見込みによる減額が主な内容となっております。補正額は10億7,346万6,000円の減額で、補正後の予算総額は321億6,468万5,000円であります。

その主なものを申し上げますと、移動通信用鉄塔施設整備事業に減額の1,972万円、横手市長及び市議会議員設置選挙費に減額の3,489万1,000円、知的障害者指定施設支援費に減額の9,054万5,000円、生活保護費一般扶助費に減額の7,245万3,000円、東部斎場工事費に減額の5,711万5,000円、横手衛生センター整備費に減額の3,398万6,000円、新山村振興等農林漁業特別対策事業費に減額の3,906万8,000円、単独道路改良事業に減額の5,492万5,000円、除雪機械購入費に減額の1,946万4,000円、まちづくり交付金事業に2,475万3,000円、土地取得費に減額の9,348万3,000円などであります。

次に、12月議会定例会以降の市政等について申し上げます。

まず、消防団の出初め式についてであります。

新春恒例の消防団出初め式が市内8消防団で総計2,160人の団員出席のもと、平成18年1月4日から6日の間に開催されました。当日は、いずれの地域も吹雪で天候に恵まれない中ではありましたが、年頭にふさわしい士気あふれる出初め式でありました。

観閲後、市長表彰に移り、無火災消防団表彰や消防施設整備協力者表彰、精勤賞表彰のほか、火災早期発見や消火協力、救急救助協力者の方々の表彰と地域消防に功績のあった方々に感謝状を授与し、日ごろのご労苦をねぎらったところであります。

この後、団長による訓辞や、ご来賓の方々から消防団に対する期待と年頭の祝辞をいただき、平成18年は災害が少ない年であることを祈念したところであります。

次に、地域協議会についてであります。

合併協定に示され、各地域自治区に設置することが決まっておりました地域協議会は、1月28日から2月2日までの間に8つの地域すべてで第1回目の会議を開催し、いよいよ本格的なまちづくりを行う環境が整うこととなりました。

協議会委員の任期は2年で、公共的団体等が推薦する方や公募の方などから構成され、各地域協議会とも15名、全体で120名の方々をお願いをしております。また、委員の男女構成は男性87名、女性33名となっており、そのうち公募の委員は39名となっております。

協議会の立ち上げに際し、委員の皆様には片方の目でみずからの地域を、もう一方の目では新市全体を見詰めていただきながら、それぞれの地域に係る諮問事項について審議していただくことはもとより、地域の個性や特性を生かし、地域を元気にするための意見や提案について活発に議論していただくこと

を期待しております。

次に、秋田わか杉国体横手市実行委員会の設立についてであります。

2月3日、秋田わか杉国体横手市実行委員会設立総会が開催され、全市を挙げた推進体制の母体となる組織が発足いたしました。

実行委員会は、関係競技団体代表や産業経済・医療機関などを含む各種社会団体代表、そして議会・行政関係者など134名の方々に組織されております。簡素で効率的な中にも「温かいもてなしの心」を発揮する横手市にふさわしい国体を目指して、よい知恵を出し合える場として活動してまいります。また、議員各位からお力添えをいただきたく、実行委員会参与として委嘱させていただきましたので、改めてよろしくお願いたします。

次に、各地域の雪まつりなどについてであります。

十文字では「はくちょう雪まつり」、大森では「シルバーエリア雪まつり」が、山内では道の駅を会場に「雪まつり」が行われ、それぞれの地域において地元で根差したイベントが展開されました。

また、各地域の伝統行事として、全県に先駆けて行われる大森の「三助稲荷神社梵天」を皮切りに、大雄の「長太郎稲荷神社梵天」、横手の「旭岡山神社梵天」、「金沢八幡宮梵天」、増田の「三所神社梵天」や雄物川の「初午祭り」の梵天ほか、平鹿の「たいまつ焼き」などで大いににぎわっております。

雪まつり最大の行事である「かまくら」は、本番に先立ち「出前かまくら」として、今年は横浜市のほか、福岡市や兵庫県加古川市など6都市でのPR活動を行ってまいりました。特に、初めての開催である福岡、加古川などでは、本物の「かまくら」が驚きと感動を与えるものになり、大きな効果があったものと思っております。

本番の「かまくら」は、2月15、16日の両日開催され、新市として初めての「かまくら」ということもあり、各地域局も含めた全庁体制での開催といたしました。それぞれの庁舎前に「かまくら」をつくり、全市挙げての「かまくら」であるという意識を持ち、盛り上げを図りながら実施いたしました。おかげさまで、平日開催ではありましたが、全国から22万人の観光客でにぎわい、メルヘンの世界を十分満喫していただいたものと思っております。

また、本来の小正月行事としての「かまくら」の文化・伝統を保存・伝承していく手段として、昨年からはじめた「おらほ、おらえのかまくら大賞」には、今年もたくさんの個人、町内、団体からの応募があり、次第に伝統の「かまくら」が復活してきたのではないかと考えております。今後とも観光という観点に加え、本来の「かまくら」を後世に引き継いでいくため努力していくことが重要と考えております。

次に、香港秋田・横手市フェアについてであります。

香港シティスーパーで開催されている、秋田・横手市フェアは今回で3回目となり、今年も2月17日から26日までの10日間の日程で開催されました。

今回は、増田リンゴが初めて店頭で並べられ、タイ・バンコクに続く海外展開となりました。増田リ

ンゴは、みつ入りリンゴとして香港の人たちにも大好評であり、人気のうちに完売いたしました。

また、今後につながる商談も行うことができたことは、大いなる成果であったと思っております。

特産品のリンゴを初めとする農産物についても、今後、積極的に海外への販路拡大を図ってまいります。

香港シティスーパーとのかかわりは3年目を迎え、次第に軌道に乗ってきております。こうした市の先進的な取り組みから、これまで香港への道筋がなかった県も、市とのかかわりで新たに加わることになり、今後は県も一体となったフェアが開催できるものと期待しております。

次に、平成17年国勢調査の速報値についてであります。

昨年10月1日を調査日として行われた平成17年国勢調査について、速報値がまとまりましたのでお知らせいたします。

同調査によると、横手市の人口は10万3,654人で、平成12年の前回調査と比べると5,350人、4.9%の減少となり、世帯数は3万1,652世帯で80世帯、0.3%の増加となりました。

速報値以外の主な調査結果につきましては、総務省統計局において集計が進められておりますが、平成18年8月以降、集計の終わった県の分から順次公表される予定であります。

同調査に際しましては、市民の皆様や調査員の方々からご協力いただきましたことを厚く御礼申し上げます。

終わりに、今議会に提案しております案件は、専決報告案件5件、諮問案件5件、条例の制定など条例関係議案53件、平成17年度一般会計補正予算案など補正議案27件、平成18年度一般会計予算案など各会計予算案39件、その他議案19件の合計148件であります。

よろしくご審議くださいますようお願い申し上げまして、施政方針といたします。

田中敏雄 議長 暫時休憩いたします。

再開を1時10分といたします。

午後 0時00分 休憩

午後 1時10分 再開

田中敏雄 議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

教育長の平成18年度教育方針に関する説明

田中敏雄 議長 日程第6、平成18年度教育方針に関する説明を求めます。教育長。

【大和谷弘 教育長登壇】

大和谷弘 教育長 それでは、私から横手市の教育の基本方針と学校教育の重点をご説明申し上げます。

本日、平成18年3月市議会定例会の開会に当たりまして、これまでの市教育行政に対するご指導、ご支援に心から深く感謝申し上げます。

新市発足以来、新市にふさわしい新たな教育計画を策定すべく、準備を進めてまいりましたが、教育委員の皆様からも了解を得ましたので、ここに提案を申し上げ、議員の皆様方からもご理解賜をりたいと存じます。何とぞよろしくお願い申し上げます。

新市建設の基本方針を受けまして、横手市の教育指針を「市民（ひと）が生き生きと学び、文化の薫るまちづくりの推進」とし、市民（ひと）が生き生きと豊かな人間性を持ち、一人ひとりが輝き、尊重される文化の薫るまちづくりを目指します。

この指針のもとに、4つの方針を定めました。

1つ目は、学校教育の充実であります。2つ目は、生涯学習の推進、3つ目は、スポーツの振興、さらに4つ目は、地域文化の振興をそれぞれ図ってまいります。

以下4つの方針について、順次説明申し上げます。

1つ目は、学校教育の充実についてであります。

教育改革が進む中、教育委員会はもとより、学校の主体性・自律性がなお一層強調されています。さらに、学校教育を取り巻く社会環境の激変は、児童・生徒のさまざまな問題を引き起こしています。このような時代にあるからこそ、確かな学力を身につけた子供たちの育成を第一に、授業改善を推し進め、地域社会や家庭の教育力をも取り込むことで、地域一体となった教育環境を構築し、生涯にわたり学習を続ける子供の育成に努める必要があります。

この基本方針のもとに、教育目標を「あなたの夢の応援団 ～あたたかく かしこく たくましく～」と設定いたしました。

この目標実現のために、重点目標を次のように定めました。

1つは、児童・生徒にとって楽しい学校教育の創造です。

この中には、確かな学力を身につける学校教育を、そして、たくましく心豊かな人間性をはぐくむ学校教育を、さらには、どの子にとっても楽しい学習ができる学校教育をしたいものと考えています。

2つ目は、児童・生徒にとって学習しやすい環境づくりを推進していきます。

そのために、地域の教育力の向上と協力体制を確立し、学校の施設整備の充実に努めるとともに、通学区域の見直しと統合による学校建設の推進を図っていきたくと思っています。

3つ目は、教職員にとって意義ある実践的な研修の充実を進めます。

現在ある教育センターの機能を充実させ、教職員の研修の充実を進めます。そして、社会の要請や変化に即応した研修の充実を図り、市の指導主事を5人体制として、効率的に効果的に活用します。

以上の3つの大きな重点目標及びそれぞれの3つの努力目標を確実に実践していく中で、横手市の教育の質の向上と児童・生徒の健やかな成長を促進していきたくと思っています。

方針の2つ目は、生涯学習の推進についてであります。

社会の急激な変化の中、一生涯にわたって自発的に学ぶ「生涯学習」の意義と必要性が大きく強調されています。市民の皆様が、「いつでも」「どこでも」「だれでも」「何でも」学習できるように、行

政といたしましてもできるだけの支援をいたしたいと考え、学習環境の整備に重点を置きながら、学校・地域との連携を大事にし、市民の生涯学習活動の充実を支え、市全体の活性化を促進し、「生涯学習によるまちづくり」を目指します。

この基本方針のもと、生涯学習推進の目標を「楽しく学び みんなで交流 意欲あふれる いきいき横手」と設定いたしました。

この目標実現のために、生涯学習の重点目標を次のように決めました。

1つ目は、市民の学びの支援であります。

まず、生涯学習の基礎づくりの充実を図り、市民の自発的・自主的学習の支援をいたします。そして、学習成果の発表の場を提供して、市民同士の交流機会を増やししながら、住民参画のまちづくりを推進いたします。

2つ目は、多様な学習機会の提供であります。

生きがい・楽しみを創造する学習の充実を図り、芸術文化活動を活発にしたいと考えています。そして、スポーツの振興と健康なまちづくりに努めます。また、国際化・情報化などの現代的課題に対応する学習機会の充実をさせ、人権や男女共同参画など共生のための学習機会の充実を図り、今日大きな問題となりつつあります環境・安全のための学習機会の充実にも力を入れていきたいと思っています。

さらに、私たちが住むふるさと「よこて」についての学習機会の充実も進めていきます。

3つ目は、学習環境の整備です。

初めに、生涯学習推進体制の整備に努めます。生涯学習関連施設を充実したいとも思います。

また、生涯学習の指導者養成など学習資源の整備に力を入れて、生涯学習の情報提供や相談、それからサービスを充実させながら、学習の広がりへの対応をいたします。

合併後、広域化した新市において、学習環境の整備が急務となっております。早い機会に生涯学習推進体制を確立し、市民一人ひとりが楽しみや喜びを感じながら、主体的に生きがいを持って学ぶことができるよう、多様な学習機会の提供など、特に学びの支援を充実していきたいと考えております。

方針の3つ目は、スポーツの振興についてであります。

現在、子供たちの体力低下や高齢者の医療費問題など、健康・体力に関する問題が山積しています。このような諸問題解決のためにも、また、地域をより活性化させるためにも、「健康づくり」と「スポーツ」が一体となった生涯スポーツの振興を目指します。

この基本方針のもと、スポーツ振興の目標を「いつでも どこでも だれでも いつまでも」と設定いたしました。

この目標実現のために、重点目標を次のように決めました。

1つ目は、スポーツ施設・空間の提供、2つ目は、スポーツをする機会の提供を積極的に行います。さらには、スポーツ団体の支援もしてまいりたいと思います。

一人ひとりの目的に応じて、心と体を開放し、スポーツに親しむことは、確実に健康増進につながり

ます。また、仲間とともにコミュニケーションを図りながら運動することは、人生を豊かなものにしてくれます。このようにスポーツには、人生を元気に生き抜くための知恵と力があります。

今後のあるべき姿として、長期展望に立った「横手市スポーツ振興計画」の策定に取り組むとともに、気軽に参加できるスポーツの普及促進に努めてまいります。

方針の4つ目は、地域文化の振興についてであります。

合併となった横手市は、これまで8地域で培い、よりどころとしてきました自然風土や歴史習俗といった郷土文化を共有することになりました。これを機会になお一層、8地域同士の相互理解を深め、これまで以上に郷土文化を大切にす機運を高め、さらには、市内各所に点在する貴重な郷土の遺産を保存・活用し、次代を担う世代へと継承します。

この基本方針のもと、地域文化振興の目標を「おらほの ええどこ みでたんせえ～」と設定いたしました。

この目標実現のために、重点目標を次のように決めました。

1つ目は、新市建設計画に基づく施策の中で、後三年の役（合戦）関連史跡整備計画を策定するとともに、埋蔵文化財センター設置計画の策定をいたしたいと考えています。

2つ目は、市内にある文化財を見直し、それらを指定し、その保存活用に努めます。

3つ目は、郷土資料館と各地域にある資料館施設を充実したいと考えています。

4つ目は、市民との協働事業では、文化財保護団体との連携を深め、史跡の探訪や文化財パトロールなどを強化する計画をすることにしております。

それから5つ目は、引き続きバーチャルミュージアム構想として、文化財データの集積に努めたいと思っています。

6つ目は、各地域にある無形民俗文化財の保存・継承を図ります。

そして7つ目は、担い手育成整備事業など、開発事業へ速やかに対応して、貴重な埋蔵文化財を保存したいと思っています。

さまざまな地域の文化は、残し継承することはもとより、市民の総合学習や生涯学習の推進の上でも有効に活用することが、豊かなまちづくりの資源として活用することにつながるものと考えています。

以上、横手市の新「教育方針」についてご説明申し上げました。教育の地方分権と教育改革が進む中、教育に対する市民の皆様の大きな期待にこたえ、21世紀の新しい次代を切り開き、新市の未来を担う人材育成に全力で取り組んでまいり所存でありますので、議員及び市民各位にご理解、ご協力を切にお願い申し上げます。

次に、以上の方針を受け、学校教育における平成18年度の横手市教育の重点について、ご説明申し上げます。

将来が不透明な次代を迎え、世界も日本も幾多の課題に直面している現代にあって、豊かな夢や希望のある社会を構築していくためにも、教育の重要性、期待の大きさは申すまでもありません。

今、教育に求められている大きな課題は、教育の原点に立ち返ることです。すなわち、豊かな温かい心を持ち、賢く、健やかな子供の育成であり、言葉を変えると、「新しい次代を切り開き、心豊かでたくましい日本人」として子供たちを育てていくことだと考えています。この基本的なスタンスを大切に、平成18年度の横手市学校教育の重点を次のように設定し、全力を尽くしてまいり所存であります。

1つ目は、一人ひとりの学習状況に応じた指導方法を工夫するなど、授業改善に努め、確かな学力の向上を図る学習指導を追求し、実践します。

2つ目は、市内の12の中学校区で、それぞれ小中連携を推し進め、確かな学力の向上を図ります。さらに、小学校、中学校9年間を通した教育課程をどう編成するかについての研究も進めます。

3つ目は、温かい豊かな心をはぐくむ道徳教育の充実を図ります。

4つ目は、福祉保健部や産業経済部などと連携をしつつ、食に関する指導等を含む、健康教育の充実を図ります。

5つ目は、働くことの喜びや意義を実感できる体験活動の推進とキャリア教育の一層の充実を図ります。

6つ目は、児童・生徒の安全確保のための協力体制の確立と日常活動の実践を通して、安心・安全な学校づくりを目指します。

7つ目は、不登校の子供たちが集っている南かがやき教室を拠点に、教育相談体制を確立強化し、特別支援教育体制の充実を促進します。

8つ目は、情報教育、図書館教育の充実を図り、情報活用能力の育成に努めます。

9つ目は、ALT、すなわち外国語指導助手の活用によって、英語力の向上と国際理解教育の進展を図ります。

10個目は、開かれた学校づくりの推進のため、意図的に、計画的な外部評価と内部評価の研究と実施を促進します。

11番目には、豊かな地域素材や地域の人材活用の推進によって、体験的活動の進展を図ります。

12番目には、将来を見据え、全市的な視野に立ち、統合も含めた通学区域の再編に着手します。

13番目は、教育センター機能を充実させ、教職員の研修をサポートします。特に、教育センターにあっては、LD、学習障害、ADHD、注意欠陥多動性障害等の特別支援教育、学校評価、2学期制、英語教育、情報教育、安全教育、生徒指導関連の諸講座の充実を図ります。

最後に、14番目に、新市が抱える指導主事を効果的に活用し、各校の研究実践の充実に寄与します。

これらの重点を踏まえながらも、市内各校では、それぞれの教育課題にかんがみ、特色ある教育活動を展開することになります。

以上、よろしくご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

認定第8号～議案第92号の委員長報告、質疑、討論、採決

田中敏雄 議長 日程第7、認定第8号平成17年度横手市一般会計歳入歳出決算の認定についてより、日程第49、認定第92号平成17年度大雄村館合財産区特別会計歳入歳出決算の認定についてまでの43件を一括議題といたします。

一般会計等決算特別委員長の報告を求めます。一般会計等決算特別委員長。

【一般会計等決算特別委員長（20番石井正志議員）登壇】

石井正志 一般会計等決算特別委員長 2月臨時会において、一般会計等決算特別委員会に付託され、継続審査となっております認定43件について、その審査の経過と結果とについてご報告申し上げます。

初めに、認定第8号平成17年度横手市一般会計歳入歳出決算の認定についてであります。

主な質疑と答弁を申し上げますと、「旭地区の交流施設について、どのような調査をしたのか」との質疑に対し、当局より、「6月に推進委員会を地元の方々に立ち上げ、月1回ずつ委員会を開催したほか、市内の先進事例調査をし、先般、市長に対し、委員会から施設の規模、内容、機能について答申という形で報告している」との答弁がありました。

また、「世田谷区民吹奏楽団公演事業について、動員に苦勞されたようだが、当初の予定よりも市の持ち出しがあったのではないか」との質疑に対し、当局より、「入場者数は500名と、市民会館のホールの6割程度の入場者であった。当初は、小・中学生についても大人の半額の負担としていたが、教育の一環であるということで、小・中学生は無料にした。このことにより、入場料金収入は見込みより減ったので、5万6,000円の若干の持ち出しがあった」との答弁がありました。

また、「株式会社横手市産業支援センターへの補助金2,000万円の内容について」の質疑に対し、当局より、「支援センターは現在5人のスタッフで運営に当たっており、うち2人は、旧横手市からの派遣職員である。この職員の人件費分は1,000万円余りであり、実質的な補助金は900万円程度かと思っている」との答弁がありました。

また、「歳入について1,000万円の寄附金があり、用途に指定があるのか」との質疑に対し、当局より、「この寄附をされた方は匿名の個人である。特に、寄附金の用途については指定されておらず、一般財源として処理した」との答弁がありました。

本決算について討論はなく、採決の結果、認定すべきものと決定いたしました。

次に、認定第9号平成17年度横手市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第10号平成17年度横手市老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第11号平成17年度横手市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第16号平成17年度横手市横手町四町財産区特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第17号平成17年度横手市境町財産区特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第18号平成17年度横手市財産管理特別会計歳入歳出決算の認定について、並びに認定第19号平成17年度横手市前郷地区特別会計歳入歳出決算の認定についての以上7件についてであります。

7件について質疑、討論はなく、採決の結果、認定すべきものと決定いたしました。

次に、認定第20号平成17年度増田町一般会計歳入歳出決算の認定についてであります。

主な質疑と答弁を申し上げますと、「地域センターの活動状況と来年度の新市の事業との関連は」との質疑に対し、当局より、「4つの地域センターに職員を1人ずつ配置し、運営協議会の委員として委嘱した地域の方々と打ち合わせして、いろいろな特色ある事業を実施している。来年度も、地区会議と同じ役割を担ってもらい、職員と地域が一緒になってまちづくりを行っていききたい」との答弁がありました。

また、「今後のまんが美術館の方向性は」との質疑に対し、当局より、「新しい漫画の原画は、1年に1人か2人の原画を収集している。今後は、東南アジアの漫画家の作品も収集しているので、漫画を通じた海外、特にアジア方面との交流ができないか、関係部署等と相談して考えたい」との答弁がありました。

本決算について討論はなく、採決の結果、認定すべきものと決定いたしました。

次に、認定第21号平成17年度増田町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第22号平成17年度増田町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第23号平成17年度増田町西成瀬財産区特別会計歳入歳出決算の認定について、並びに認定第25号平成17年度増田町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についての以上4件についてであります。

4件について質疑、討論はなく、採決の結果、認定すべきものと決定いたしました。

次に、認定第27号平成17年度平鹿町一般会計歳入歳出決算の認定についてであります。

主な質疑と答弁を申し上げますと、「教育助成事業や外国青年招致事業の今後は」との質疑に対し、当局より、「新横手市のALT（英語指導助手）の充実を図るため、来年度は8人体制で進めたい。また、奨学金制度について、全域にわたって維持したい」との答弁がありました。

また、「全額取り崩ししている基金について、その理由は何か」との質疑に対し、当局より、「いろいろな基金をばらばらに持っていくのではなく、ある程度まとめた形とした。総合体育館建設基金については、バリアフリー化し、身障者が使用できる体育館、また、多くの器具を取り入れたトレーニング向きの体育館とするため基金を取り崩した」との答弁がありました。

本決算について討論はなく、採決の結果、認定すべきものと決定いたしました。

次に、認定第28号平成17年度平鹿町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。

主な質疑と答弁を申し上げますと、「郡内で一番低い国保税と均一課税への対応について」との質疑に対し、当局より、「昭和40年代より取り組んできた各種保健事業の一定の成果により、1人当たりの医療費が少ない。このような状況から国保税が低く抑えられてきた。また、今後数年で国保税が均一化されることについて、住民に知らせてきたが、今後も周知を図っていく必要があると思う」との答弁がありました。

本決算について討論はなく、採決の結果、認定すべきものと決定いたしました。

次に、認定第29号平成17年度平鹿町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について、並びに認定第30号平成17年度平鹿町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についての以上2件についてであります。

2件について質疑、討論はなく、採決の結果、認定すべきものと決定いたしました。

次に、認定第32号平成17年度平鹿町醍醐財産区特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。

主な質疑と答弁を申し上げますと、「財産区の財産の内容と財産運用収入の内容は」との質疑に対し、当局より、「場所は旧山内村で、土地と山林が財産。運用収入は、旧平鹿町への土地貸付収入と旧山内村武道集落の水源地への貸付収入である」との答弁がありました。

本決算について討論はなく、採決の結果、認定すべきものと決定いたしました。

次に、認定第33号平成17年度平鹿町里見財産区特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。

本決算について質疑、討論はなく、採決の結果、認定すべきものと決定いたしました。

次に、認定第35号平成17年度雄物川町一般会計歳入歳出決算の認定についてであります。

主な質疑と答弁を申し上げますと、「小型動力ポンプ3台分の購入金額456万7,500円について、十文字町では4台分購入できる金額である。どのような形で購入したものか」との質疑に対し、当局より、「指名競争入札を行い購入した。種別も違うと思われるので、一概に高いかどうかの判断はできない」との答弁がありました。

また、「旧雄物川町の小・中学校の統合や改築についての基本的な考え方は」との質疑に対し、当局より、「雄物川中学校は昭和37年建設であり、老朽化も進み耐震の問題もあることから、旧町議会の特別委員会から、早急に改築すべきとの意見をいただいている。また、小学校については、少子化の中で、山間部の学校にあっては複式学級が常態となっているため、各学級の若い先生方やPTAなどの関係者で検討委員会をつくって、1校に統合すべきだという意見書を町長、教育委員長に提出している」との答弁がありました。

本決算について討論はなく、採決の結果、認定すべきものと決定いたしました。

次に、認定第36号平成17年度雄物川町里見財産区特別会計歳入歳出決算の認定について、並びに認定第37号平成17年度雄物川町福地財産区特別会計歳入歳出決算の認定についての以上2件についてであります。

2件について質疑、討論はなく、採決の結果、認定すべきものと決定いたしました。

次に、認定第38号平成17年度雄物川町館合財産区特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。

主な質疑と答弁を申し上げますと、「財産区の実地等の境界は明確になっているのか」との質疑に対し、当局より、「館合財産区の実地は大森の八沢木にあり、面積は65ヘクタールである。山守2人で管理しており、国調も行われているので、境界は明確になっている」との答弁がありました。

本決算について討論はなく、採決の結果、認定すべきものと決定いたしました。

次に、認定第46号平成17年度雄物川町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第48号平成17年度雄物川町老人保健事業特別会計歳入歳出決算の認定について、並びに認定第52号平成17年度雄物川町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についての以上3件についてであります。

3件について質疑、討論はなく、採決の結果、認定すべきものと決定いたしました。

次に、認定第54号平成17年度大森町一般会計歳入歳出決算の認定についてであります。

主な質疑と答弁を申し上げますと、「若者交流事業補助のふれあい交流会のこれまでの実績について」の質疑に対し、当局より、「交流会は平成13年から始めており、今回で7回目となる。これまで延べ120人の参加があり、1回当たり15人程度の参加で、男女の割合はおよそ半々である。結果的に、15組のカップルが誕生し、うち4組がめだたく結婚となっている」との答弁がありました。

また、「墓園造成について、造成の進捗状況と隣接する生きがい交流広場や、いきいき農園と一体化した公園整備ができないのか」との質疑に対し、当局より、「墓園造成は、昨年12月に完成した。墓地については大森地区内から公園墓地の造成要望があり、健康の丘周辺一帯に不法投棄も増えていたため、この際、公園的に整備することも踏まえて造成したところである」との答弁がありました。

また、「墓園造成について、大変急がれた事業に思えるが、墓地の需要の見通しは」との質疑に対し、当局より、「現実問題として、お寺には墓地がないということで問い合わせがあった。また、エリアの近くの新興住宅地の住居を構えている若い人たちの要望もあり、さらにエリアに入居されている方々はほとんど県外出身であり、自分の亡くなった後は、この大森の地におさめたいという要望もある」との答弁がありました。

また、「オーストラリアとの国際交流活動の意義について」の質疑に対し、当局より、「平成2年度から、中学2、3年生を対象に、生徒みずからの目で見、実生活を体験して、国際人として対応できることを目的に、海外体験学習を実施している。10日間の日程でオーストラリアのシドニーにホームステイし、マケラガールズ・ハイスクールでの授業や体験交流活動などを行い、向こうの生徒との交流を図っている。国際的な視野を養い、国際化に対応した人材育成に役立っていると考えている」との答弁がありました。

また、「情報センターのプロバイダー事業の今後の見通しについて」のと質疑に対し、当局より、「平成10年6月からプロバイダー事業として情報センターを稼働している。当初は先駆的であり、ピーク時の加入者は平成14年に805人で、それ以降は徐々に減って、今年度の加入者は641人となった。問題は、ADSLなど、いわゆるブロードバンド対応になっておらず、今の時代から残されたような事業となっている。今後の運営方針だが、平成22年度まで起債の償還があるので、それまでは続けていきたいと考えているが、ブロードバンド対応になっていないということで経営も厳しく、18年度において継続、中止、廃止について検討したい。しかし、利用者が600人ほどおるので、アンケートや、ご意見を伺いながら、今後の方向を探っていきたいと考えている」との答弁がありました。

本決算について討論はなく、採決の結果、認定すべきものと決定いたしました。

次に、認定第55号平成17年度大森町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第56号平成17年度大森町老人保健医療特別会計歳入歳出決算の認定について、並びに認定第64号平成17年度大森町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についての以上3件についてであります。

3件について質疑、討論はなく、採決の結果、認定すべきものと決定いたしました。

次に、認定第67号平成17年度十文字町一般会計歳入歳出決算の認定についてであります。

主な質疑と答弁を申し上げますと、「ごみ減量化促進対策事業費について」との質疑に対し、当局より、「現在使用している100キロタイプの生ごみ乾燥処理機が容量不足と老朽化のため、県の補助金をいただき、新規に180キロタイプを設置する。また、生ごみ堆肥化モデル集落補助金は、生ごみ減量化を集落全体で取り組んでいただくもので、バケツやEM活性液などを補助する事業である。平成14年度からのモデル集落は18カ所である」との答弁がありました。

また、「農村女性活動振興費の農産加工生活研究グループ活動とは」との質疑に対し、当局より、20年ほど前からサクランボジャムなど、地域の中の特産物を加工し、販売に結びつける活動を行っている。17年度時点で11グループが活動し、グループの情報交換や連携を深めるための協議会を設置している。1人の女性農業士も活躍しており、グループへいろいろな情報を提供している」との答弁がありました。

また、「カドミウム汚染対策について」との質疑に対し、当局より、「県が実施する土壌汚染対策としての客土事業は完了している。ソフト面では、ケイカル等による対策や湛水管理の徹底を行っている」との答弁がありました。

また、「薄層舗装の今後は」との質疑に対し、当局より、「薄層舗装は、1平方メートル当たり2,000円程度でできる工事費の安い舗装である。旧十文字町の計画で100%はできておらず、平成18年度の予定では、薄層舗装として予算計上されていないが、かわるものとして、雄物川地域局管内と平鹿地域局管内で直営の舗装部隊があるので、各地域局に原材料費を計上し、可能な限り対応したいと考えている」との答弁がありました。

また、「フッ素塗布事業の推移は」との質疑に対し、当局より、「この事業は、県事業による県予算で、おおとの11月ごろから町内保育所・幼稚園で始めた。昨年8月は半分の県補助をもらい、小学生へ週1回のフッ素塗布をした。虫歯対策として、今後も続けるべきと思う」との答弁がありました。

本決算について討論はなく、採決の結果、認定すべきものと決定いたしました。

次に、認定第68号平成17年度十文字町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第69号平成17年度十文字町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について及び認定第75号平成17年度十文字町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についての以上3件については、質疑、討論はなく、採決の結果、認定すべきものと決定いたしました。

次に、認定第77号平成17年度山内村一般会計歳入歳出決算の認定についてであります。

主な質疑と答弁を申し上げますと、「村営住宅の入居の見通しについて」の質疑に対し、当局より、「既存住宅については、三、四年前からは出入りはなく満杯の状況である。今年度建設した住宅は1戸建てが10世帯分、共同住宅が10世帯分で、これは12月末に完成している。入居募集をした結果、共同住宅が2戸余っているという状況であり、再度募集していきたい」との答弁がありました。

また、「広大な山林をどのように管理されていこうとするのか、保育環境の方針は」との質疑に対し、当局より、「山内村の植林は、昭和32年から村行造林を開始し、50年近くになる。そろそろ伐期ではあ

るが、最近の銘木の需要からすれば、50年ものより80年生ものの需要が見込まれている。しかし、外材の輸入による価格低迷で、今まで投資した分の回収もままならない現況ではあるが、昨年稼働した県南木材加工センターなどの需要も見込まれることなどから、全体の20%くらいは収入間伐に入っている時期と思っている。植林地は、山内全域に点在しているので、パトロールをしながら、保育、間伐適期を見ながら計画を組んでいきたい」との答弁がありました。

また、「グリーンツーリズム事業への山内地区での取り組み状況は」との質疑に対し、当局より、「グリーンツーリズム事業については、平成17年度は41万1,000円で事業を行った。この中での取り組みとしては、17年度は仙台市の中学校の2年生30名を受け入れ、農業体験をしていただいた。これは、1日限りでは終わるものでなく、リピーターとして再び山内に訪れていただくこともねらっている。山内地域に限って言えば、既存の温泉施設との結びつきを考えて、ここを一つのベースキャンプとして、自然との触れ合い、人々との触れ合い、山林のいやしを体験していただくことが、今後の観光の課題にあげられると思う」との答弁がありました。

また、「大松川ダム芝桜の生育の維持管理について」との質疑に対し、当局より、「平成14年から芝桜まつりが始まった。平成10年、11年、芝桜を移植したときは、ポットの養分があったので、2年から3年は非常によい花が咲いた。しかし、地山に養分が不足したということで、芝桜の生育が劣ってしまった。追肥をしたり、パーク材で覆ったりして、成育させようと努力してきたところであるが、問題も残っており、鋭意、専門家の意見を聞きながら管理に努め、成育の回復を図っていきたい」との答弁がありました。

本決算について討論はなく、採決の結果、認定すべきものと決定いたしました。

次に、認定第78号平成17年度山内村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。

主な質疑と答弁を申し上げますと、「国保税の滞納者解消への努力について」の質疑に対し、当局より、「職員は努力しているが、生活困窮者などの滞納者は固定化しており、なかなか成果は上がっていない。健康保険証について、滞納者には直接渡さず、とりにきていただき、そのとき納税指導するなどの対応をしている」との答弁がありました。

本決算について討論はなく、採決の結果、認定すべきものと決定いたしました。

次に、認定第80号平成17年度山内村老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について、並びに認定第83号平成17年度山内村介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についての以上2件についてであります。

2件について質疑、討論はなく、採決の結果、認定すべきものと決定いたしました。

次に、認定第84号平成17年度大雄村一般会計歳入歳出決算の認定についてであります。

主な質疑と答弁を申し上げますと、「債務負担行為調書について」の質疑に対し、当局より、「旧大雄村は、以前からこの債務負担行為と地方債を合わせて事業を進め、その財源を確保してきた。例えば農道整備の場合は、沿線の受益者に事業主体になってもらい、そこを主体にお金を借りていただき、その償還金分を債務負担行為として補助しているという形をとっている」との答弁がありました。

また、「堆肥センター管理委託料の概要と堆肥販売状況について」の質疑に対し、当局より、「横手市大雄堆肥センターは旧横手市と旧大雄村が平成15年から2カ年にわたり、資源リサイクル畜産環境整備事業ということで進めてきた。平成16年の11月から試験稼働を行い、平成17年4月から本格稼働している。財団法人横手市大雄堆肥供給公社が指定管理者として受託しているところである。堆肥センターの特徴は、酵素の力をもって家畜の排泄物のにおいを消臭し、約60日間で良質な堆肥ができ、これまでは畜ふん主体であったが、畜ふんと合わせて家庭ごみの有機資源を効率的に堆肥化するというところである。施設の処理計画では、畜ふん、生ごみ合わせて年1万トン、堆肥を年4,000トンを生産するという予定になっている。実際に17年度で畜ふんは計画の約79%ほどの搬入となっている。家庭ごみについては計画の42%となっている。なお、旧横手市からの事業系のごみを予定していたが、これについては受け入れ率が悪くて3%ほどとなっている。堆肥販売は、残念ながら17年度は5月以降ということになり、一番必要とする4月に農家に販売することがほとんどできなかった」との答弁がありました。

また、「野球場用地の借り上げ料について」の質疑に対し、当局より、「野球場の土地は、1反歩当たり21万円で、面積が2万4,843平方メートルであるので、年間521万7,030円支出している。おおむね3年の見直しとしているので、19年以降分については再度検討することになっている」との答弁がありました。

本決算について討論はなく、採決の結果、認定すべきものと決定いたしました。

次に、認定第85号平成17年度大雄村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第86号平成17年度大雄村老人保健医療特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第91号平成17年度大雄村介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、並びに認定第92号平成17年度大雄村総合財産区特別会計歳入歳出決算の認定についての以上4件についてであります。

4件について質疑、討論はなく、採決の結果、認定すべきものと決定いたしました。

なお、委員会で求めました土地借り上げ一覧の資料につきましては、議員各自のお手元に配付いたしております。

以上をもちまして、一般会計等決算特別委員会の報告といたします。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

田中敏雄 議長 ただいまから委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

ただいまから討論を行います。討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

田中敏雄 議長 討論なしと認めます。

ただいまから採決いたします。

認定第8号平成17年度横手市一般会計歳入歳出決算外42件は、委員長報告のとおり認定することに

異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

田中敏雄 議長 ご異議なしと認めます。したがって、43件は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

認定第93号～認定第90号の委員長報告、質疑、討論、採決

田中敏雄 議長 日程第50、認定第93号平成17年度横手市病院事業会計決算の認定についてより、日程第107、認定第90号平成17年度大雄村通所授産施設特別会計歳入歳出決算の認定についてまでの58件を一括議題といたします。

企業会計等決算特別委員長の報告を求めます。企業会計等決算特別委員長。

【企業会計等決算特別委員長（17番菅原恵悦議員）登壇】

菅原恵悦 企業会計等決算特別委員長 2月臨時会において企業会計等決算特別委員会に付託になりました認定58件について、その審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

初めに、認定第93号平成17年度横手市病院事業会計決算の認定についてであります。

主な質疑と答弁を申し上げますと、「今決算では欠損金が出ているが、下半期の見込みは」との質疑に対し、当局より、「下半期に向けた病院経営立て直しのための方法について、従来よりもきめ細かな検討を実施している。医局とも十分な話し合いをしながら、健全経営に向けた努力をしていきたい」との答弁がありました。

また、「医師確保の現状と見通しは」との質疑に対し、当局より、「医師確保の問題は当院に限らず深刻な問題となっており、県内外の病院では大学による医師の引き揚げ問題が発生している。当院の場合、臨床研修病院として、現在5名の臨床研修医が研修を行っており、来年度もさらに1名増える予定である。常勤医師の確保については、今後とも秋田大学を中心に根気強く努力してまいりたい」との答弁がありました。

討論では、近江湖静委員より、賛成の立場で、公立病院が多くある広島市で、五日市病院という民間病院がある。多くの病院がある中で120床のこの病院が生き残るには、患者、顧客の満足度の高さを武器にするしかない。「病院はサービス業である」という標語が院内のあちこちに張られているそうである。この病院の基本方針が口コミで広がって、外来と入院患者が5年間で26%増えて、約3億5,000万円の増収を生み出したとの病院経営学を、ある講演で聞いたところである。言いたいことは、患者本位の患者に満足してもらえる医療を提供することで、結果として健全経営がついてくるということである。

我が市立横手病院の経営基本姿勢は、地域住民に安心して安全で、しかも優しい質のよいサービスを提供することである。その結果、優良公立病院としての認定と、この数年間の健全経営を維持していると私は考える。そこで、新横手市になって2つの大きな公立病院を抱えることになったが、今日までの基本理念を堅持して、10万市民の生命と健康を守るため、中核病院としての使命をしっかりと守り、患者

に優しい「サービス業」としてさらなる充実発展を期待しているところである。大きく激変する病院経営と医療環境の中で、全国から選ばれて優良公立病院の指定、これを継続してもらいたい。

院長初めドクター、ナース、そして事務局が三位一体となって日夜奮闘しておられることに対しましては、市民の皆さんにかわって敬意とご苦勞を申し上げます。加えて、この半年で年度計画にある設備改良について住民要望の多かった第2駐車場の確保、エックス線CT装置やフルデジタルCアームシステム等々の高度医療機器を購入し、設備できたことは、今後の看護サービスに大きなプラスになることを評価しているところである。

数値の結果は9,200万円のマイナスとなっているが、他会計負担金、繰入金が入金されることによって健全な経営になるものと私は試算している。若干気にかかることは、外来は増えているが、入院患者が1,600人ほど減少していることであり、下半期にぜひ挽回をしてほしいものである。

次に、合併に伴う今後の経営基本方針である。大森病院との合併メリットをどう構築していくかである。合併後3年間は現状でいくと報告されている。地域事情や患者への配慮も当然関連してくると考えられるが、事務局体制、事務やナースの交流配置など、組織運営上の改革は早い機会に行うのが経営常識であり、実施すべきと提言する。

2つ目は、医師の確保である。秋田大学医学部の指導と理解を受けながら、医師の確保は可能になったと聞いているが、なかなか大変なようである。全国的に地域の医師不足は深刻、切実な問題となっている。当面、眼科の常勤、そして休診中の耳鼻咽喉科、これは多くの病院が大変困っているところである。設備改良を実施して、医師の確保に全力を挙げて充足していただくことを強く要望する。そして、改めて言うが、ドクターの1日当たりの患者数、特に外来について、平均20人ほどで、全国平均より6人くらい多くなっている。ドクターも血の通った人間である。個々の献身的な取り組みにも限界がある。長続きは無理である。医師も人並み以下でいいから休養がとれ、健康管理ができる環境ができてこそ、患者に優しい安心できる診療ができることが自明である。市長を先頭に、医師の確保に第一に取り組んでほしいものである。

3つ目は、今後の経営改革方針の取り組みである。来年4月に高度な医療サービスと専門医療機関を備えた平鹿総合病院がオープンする。院内でもその対応と魅力的な医療の展開方針等で検討、研究をしていると聞いている。私はこの機会に、理想を追求した抜本的な組織的経営改革の検討が必要であると考えている。平鹿病院と公立病院を中核とした、宇宙衛星的サテライト方式の構築である。新横手市10万6,000人と690平方キロの全地域を網羅した開業医、特養、老健、グループホームなどの医療組織の連携、連絡体制の確立ができないかということである。併せて、福祉、保険、介護との連携もプラスされる。厚生労働省は、開業医を多くつくることや、療養型病床の介護施設への転換を打ち出している。その助成、制度の改革を早急に出すと聞いている。平鹿総合病院開業の影響と深刻な医師不足に直面している現状をきっちりと見詰めながら理想を求め、すべての医療機関との共存共栄体制、新医療エリア構想を提言する。現状打破は大きな抵抗と困難が伴うが、理念は未来永劫、市民の生命と健康、そ

して生活を守るための大計で合理性がある。ぜひ市立横手病院が先頭になって平鹿総合病院、J A厚生連との話し合いの協議、たたき台をつくって検討していただくよう要望し、賛成の討論とするとの討論がありました。

本決算について以上の質疑、討論があり、採決の結果、認定すべきものと決定いたしました。

次に、認定第94号平成17年度大森町町立大森病院事業特別会計決算の認定についてであります。

主な質疑と答弁を申し上げますと、「今決算では黒字が出ているが、下半期の見込みと「黒字を患者サービスに還元すべきではないか」との質疑に対し、当局より、「今決算では9,000万円ほどの黒字を計上しているが、下半期においては一般会計からの繰入金の減、電子カルテ導入による新たな財源需要などがあり、17年度全体の決算については、黒字になったとしても大きな額にはならないという見込みを立てている。患者サービスについては、財政に左右されることなく重点的に取り組まなければならない問題であり、選ばれる病院づくりとして機能評価の受審や電子カルテの導入を行っている。今後もこういった努力をしていきたい」との答弁がありました。

本決算について以上の質疑があり、討論はなく、採決の結果、認定すべきものと決定いたしました。

次に、認定第58号平成17年度大森町町立坂部診療所特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。

本決算について質疑、討論はなく、採決の結果、認定すべきものと決定いたしました。

次に、認定第95号平成17年度横手市水道事業会計決算の認定についてであります。

主な質疑と答弁を申し上げますと、「有収率低下の問題と老朽管更新の進捗状況は」との質疑に対し、当局より、「漏水調査を続け、有効的な調査方法を検討しながら有収率を上げる努力をしている。老朽管については、石綿セメント管の更新はほぼ終わっており、簡易保養センターと三枚橋区画整理地周辺に残っているが、区画整理に併せて布設替えの計画である」との答弁がありました。

本決算について以上の質疑があり、討論はなく、採決の結果、認定すべきものと決定いたしました。

次に、認定第96号平成17年度増田町水道事業会計決算の認定についてであります。

主な質疑と答弁を申し上げますと、「増田地域の供給単価が低いのはどうしてか」との質疑に対し、当局より、「増田地域は水道事業が他町村より遅く、平成10年に料金設定されている。住民が地下水を使ってきたという関係で、安く供給するために町が一部負担して、低価格で提供してきた経緯がある」との答弁がありました。

本決算について以上の質疑があり、討論はなく、採決の結果、認定すべきものと決定いたしました。

次に、認定第97号平成17年度平鹿町水道事業会計決算の認定についてであります。

主な質疑と答弁を申し上げますと、「繰越欠損金の最大の理由は何か」との質疑に対し、当局より、「事業を開始したばかりで給水戸数も少なく、収益が上がらない状況の中で、設備投資や事業推進を行っていかねばならない状況である。減価償却費相当分を留保資金という形で運営しており、正しい経理ではないが、事業推進のための実情とご理解いただきたい」との答弁がありました。

本決算について以上の質疑があり、討論はなく、採決の結果、認定すべきものと決定いたしました。

次に、認定第98号平成17年度大森町水道事業会計決算の認定について、認定第99号平成17年度十文字町水道事業会計決算の認定について、認定第100号平成17年度大雄村水道事業会計決算の認定についての3件については、質疑及び討論はなく、採決の結果、認定すべきものと決定いたしました。

次に、認定第101号平成17年度平鹿町下水道事業等会計決算の認定についてであります。

主な質疑と答弁を申し上げますと、「今後も企業会計にすべきでは」との質疑に対し、当局より、「平成7年度に企業会計に移行したが、プラスにならなかった経緯がある。合併協議の中で、8市町村の普及率、水洗化率、資産の評価やその他の作業を行うための年数を考え、特別会計に移行した」との答弁がありました。

本決算について以上の質疑があり、討論はなく、採決の結果、認定すべきものと決定いたしました。

次に、認定第1号平成17年度横手平鹿広域市町村圏組合一般会計歳入歳出決算の認定について、認定第2号平成17年度横手平鹿広域市町村圏組合土地取得事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第3号平成17年度横手平鹿ふるさと市町村圏基金特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第4号平成17年度雄物川町ほか二カ町村火葬場経営組合一般会計歳入歳出決算の認定についての4件については、質疑、討論はなく、採決の結果、認定すべきものと決定いたしました。

次に、認定第5号平成17年度雄物川町平鹿町財産区組合一般会計歳入歳出決算の認定についてであります。

主な質疑と答弁を申し上げますと、「立木売却収入があるのに、推定蓄積量の変化がないのはなぜか」との質疑に対し、当局より、「起債の残額について、合併協議の中できれいにするということで、大沢字内稗作12.09ヘクタールの立木を雄物川町と平鹿町で購入したが、立木については樹齢60年で伐採し、売却するという契約のためである。なお、起債残額についてはすべて繰上償還した」との答弁がありました。

本決算について以上の質疑があり、討論はなく、採決の結果、認定すべきものと決定いたしました。

次に、認定第6号平成17年度雄物川町大雄村財産区組合一般会計歳入歳出決算の認定について、認定第7号平成17年度大森町大雄村共有財産管理組合歳入歳出決算の認定についての2件につきましては、質疑、討論はなく、採決の結果、認定すべきものと決定いたしました。

次に、認定第12号平成17年度横手市受託施設ペットボトル等処理センター運営特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。

本決算について討論はなく、採決の結果、認定すべきものと決定いたしました。

次に、認定第13号平成17年度横手市土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。

主な質疑と答弁を申し上げますと、「中央第二地区の補助金負担金の内容は」との質疑に対し、当局より、「区画整理事業には清算金処理があり、従前の土地と換地になった土地との差額を清算、徴収・交付ということになる。今回は清算交付金を一括交付した」との答弁がありました。

本決算について以上の質疑があり、討論はなく、採決の結果、認定すべきものと決定いたしました。
次に、認定第14号平成17年度横手市前郷墓園造成事業特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。

主な質疑と答弁を申し上げますと、「利用状況はどうか」との質疑に対し、当局より、「今年度の造成は園路墓地24基、規制墓地24期の合わせて48基であるが、園路墓地2基を残してすべて売り切れとなった。市民生活課に確認したところ、これ以外にも希望している方からの問い合わせがたくさん来ている」との答弁がありました。

本決算について以上の質疑があり、討論はなく、採決の結果、認定すべきものと決定いたしました。
次に、認定第15号平成17年度横手市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。

主な質疑と答弁を申し上げますと、「工事の整備率と水洗化率は」との質疑に対し、当局より、「平成17年度7月末で約40%の整備率であり、現在の計画の最終年度は27年度である。ただし、最近の財政状況などの関係から毎年度の事業予算が落ちており、現実の最終年度については現段階では見えていない状況である。水洗化率については、平成17年7月末現在で61%ほどになっている」との答弁がありました。

次に、認定第24号平成17年度増田町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。

本決算について質疑、討論はなく、採決の結果、認定すべきものと決定いたしました。

次に、認定第26号平成17年度増田町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。

主な質疑と答弁を申し上げますと、「一般会計からの繰り入れがあるが、考え方は」との質疑に対し、当局より、「当初、老人ホーム関係は町直営でやっていたという経緯があり、その後、平成12年から介護保険が始まっている。直営でやっていたころは、お年寄りに対するサービスを充実させるという観点から人員を投入した経緯がある。ただ、介護保険ということになり、独立採算が建前となっている。しかしながら、時間的にそこまでいっていないのが実情で、今後、努力を重ねながら向かっていきたい」との答弁がありました。

本決算について以上の質疑があり、討論はなく、採決の結果、認定すべきものと決定いたしました。

次に、認定第31号平成17年度平鹿町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。

主な質疑と答弁を申し上げますと、「簡易水道と上水道は同じ単価なのか」との質疑に対し、当局より、「使用料については同じである」との答弁がありました。

また、「加入金が平鹿町は突出して高いが、どうしてか」との質疑に対し、当局より、「現在は高いところに設定しているが、新市の水道事業計画の中で、財政状況を勘案しながら見直しの予定である」との答弁がありました。

本決算について以上の質疑があり、討論はなく、採決の結果、認定すべきものと決定いたしました。

次に、認定第34号平成17年度平鹿町南東地区最終処分場特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。

ます。

主な質疑と答弁を申し上げますと、「最終処分場の現状と今後は」との質疑に対し、当局より、「現在の総埋立量は当初計画の約30%である。したがって、今後15年間は使用できる見通しである。埋立量の少ない理由としては、景気などの状況で焼却残渣そのものが少なくなっていることと、焼却された灰が従来よりも細かくなっていることなどが考えられる」との答弁がありました。

本決算について以上の質疑があり、討論はなく、採決の結果、認定すべきものと決定いたしました。

次に、認定第39号平成17年度雄物川町船沼簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。

本決算について質疑、討論はなく、採決の結果、認定すべきものと決定いたしました。

次に、認定第40号平成17年度雄物川町二井山簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。

主な質疑と答弁を申し上げますと、「水の安全性は」との質疑に対し、当局より、「上水道も簡易水道も水質検査は国から義務づけられている。指標菌検査も年2回実施し、クリアしている。全部地下水なので、塩素消毒のみで十分に安心・安全な水を供給できていると考えている。新市の水道事業計画の中で雄物川町の簡易水道のあり方を検討される予定である」との答弁がありました。

本決算について以上の質疑があり、討論はなく、採決の結果、認定すべきものと決定いたしました。

次に、認定第41号平成17年度雄物川町東部簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第42号平成17年度雄物川町大沢簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第43号平成17年度雄物川町中央簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第44号平成17年度雄物川町西部簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第45号平成17年度雄物川町北部簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第47号平成17年度雄物川町国民保養センター特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第49号平成17年度特別養護老人ホーム雄水苑特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第50号平成17年度雄物川町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についての8件につきましては、質疑、討論はなく、採決の結果、認定すべきものと決定いたしました。

次に、認定第51号平成17年度雄物川町特定地域生活排水処理施設事業特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。

主な質疑を申し上げますと、「地形上、下水道で処理できないため実施しているのか」との質疑に対し、当局より、「特排事業は下水道の区域外を対象としたものである。下水道区域内であっても高低差がとれない場合に、補助金型を一部導入してやった経緯がある。ポンプアップをすると150万円程度の工事費がかかる。その後のメンテナンスもかかるので、浄化槽事業を一部導入した方が将来的に安上がりになるということで対応した」との答弁がありました。

本決算について以上の質疑があり、討論はなく、採決の結果、認定すべきものと決定いたしました。

次に、認定第53号平成17年度雄物川町地域間交流施設特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。

す。

主な質疑と答弁を申し上げますと、「3月までの見通しと人件費等を含めた今後の計画については」との質疑に対し、当局より、「2月期は客足が落ち、3月は若干上回ると思う。雄川荘は建設されたばかりで、当面はこの体制で進みたいが、経年による維持管理費の増ということを考え合わせると、将来的には指定管理者制度も視野に入れながら運営を行ってまいりたい」との答弁がありました。

本決算について以上の質疑があり、討論はなく、採決の結果、認定すべきものと決定いたしました。

次に、認定第57号平成17年度大森町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第59号平成17年度大森町林業者等休養福祉施設特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第60号平成17年度大森町集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定についての3件につきましては、質疑、討論はなく、採決の結果、認定すべきものと決定いたしました。

次に、認定第61号平成17年度西部環境保全センター事業特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。

主な質疑と答弁を申し上げますと、「ペットボトルの処理の仕方、耐用年数・改装計画・機械導入については」との質疑に対し、当局より、「ペットボトルは旧8市町村が東部環境保全センターへ直接搬入し共同処理しており、受託施設ペットボトル等処理センター運営特別会計で経理している。ごみ処理施設の場合、一般的に耐用年数は15年から20年と言われているが、15年目と老朽化した西部環境保全センターでは、今年度緊急的な部分の大規模改修を実施している。今後は年次的な維持補修を要するものの、10年程度は延命化できるものと思われる」との答弁がありました。

本決算について以上の質疑があり、討論はなく、採決の結果、認定すべきものと決定いたしました。

次に、認定第62号平成17年度特別養護老人ホーム白寿園特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。

「繰越金や黒字が多過ぎる。介護保険のあり方をどのように考えているのか」との質疑に対し、当局より、「繰越金はいろいろな事態を考えると必要な財源留保である。黒字になった原因は人件費の抑制努力と、100人定員の施設は50人規模の施設より経営の効率化が図られるためである」との答弁がありました。

本決算について以上の質疑があり、討論はなく、採決の結果、認定すべきものと決定いたしました。

次に、認定第63号平成17年度大森町介護老人保健施設特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第65号平成17年度大森町居宅介護支援事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第66号平成17年度大森町通所介護事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第70号平成17年度十文字町簡易水道特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第71号平成17年度南部環境保全センター事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第72号平成17年度十文字町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についての6件については、質疑、討論はなく、採決の結果、認定すべきものと決定いたしました。

次に、認定第73号平成17年度十文字町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。

ます。

主な質疑と答弁を申し上げますと、「不足額が多いが原因は」との質疑に対し、当局より、「この事業については下半期に補助金、起債などが充当となるが、今決算期に入金がなかったことが大きな原因となっている」との答弁がありました。

本決算について以上の質疑があり、討論はなく、採決の結果、認定すべきものと決定いたしました。

次に、認定第74号平成17年度十文字町宝竜団地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。

主な質疑と答弁を申し上げますと、「歳入について、予算と比べ大幅な収入の増だが、理由は」との質疑に対し、当局より、「当初、予算では2区画で歳入を見ていたが、その後、9月末現在で5区画売れたためである」との答弁がありました。

本決算について以上の質疑があり、討論はなく、採決の結果、認定すべきものと決定いたしました。

次に、認定第76号平成17年度施設介護事業特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。

本決算について質疑、討論はなく、採決の結果、認定すべきものと決定いたしました。

次に、認定第79号平成17年度山内村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。

主な質疑と答弁を申し上げますと、「料金が他地区より安く設定されているが、今後の見通しは」との質疑に対し、当局より、「3,000万円ほど補てんがある。事業がある年とない年では違うが、ここ数年は2,000万円から3,000万円ほどの持ち出しである。水道料金は昭和61年の改正以来、消費税の改正で2度以外は水道料金を改正しておらず、新横手市の中でも安い設定である。今後は本庁、区長との検討事項である」との答弁がありました。

次に、認定第81号平成17年度山内村特別養護老人ホーム鶴寿苑特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第82号平成17年度山内村下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についての2件については、質疑、討論はなく、採決の結果、認定すべきものと決定いたしました。

次に、認定第87号平成17年度大雄村大和更生園特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。

「一般会計からの繰入金があるが理由は」との質疑に対し、当局より、「施設訓練等支援費については、各市町村からの分は分担金として、大雄村分については繰入金として措置されている」との答弁がありました。

本決算について以上の質疑があり、討論はなく、採決の結果、認定すべきものと決定いたしました。

次に、認定第88号平成17年度大雄村下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。

本決算について質疑、討論はなく、採決の結果、認定すべきものと決定いたしました。

次に、認定第89号平成17年度大雄村宅地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。

「完売してなお一般会計から2,000万円の繰入金があるのはなぜか」との質疑に対し、当局より、「歳出で公債費を支払っているが、道路部分が村道になっていることなど、共用部分を持ち出しとしたためである」との答弁がありました。

本決算について以上の質疑があり、討論はなく、採決の結果、認定すべきものと決定いたしました。
次に、認定第90号平成17年度大雄村通所授産施設特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。

「今後の自立支援法に向けて繰越金がなくなる可能性はないのか」との質疑に対し、当局より、「4月より報酬単価となり、平均で現行より1.3%は確実に下がるだろうと予想しているので厳しい運営が迫られる」との答弁がありました。

本決算について以上の質疑があり、討論はなく、採決の結果、認定すべきものと決定いたしました。
以上をもちまして、企業会計等決算特別委員会の報告を終わります。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

田中敏雄 議長 ただいまから委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

6番柿崎孝一議員。

6番（柿崎孝一議員） 今、委員長から報告がありましたけれども、認定第15号平成17年度横手市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、及び認定第79号平成17年度山内村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてでありますけれども、委員長説明には、一応質疑の内容を書いております。しかし、それ以上の質疑があったのかどうか、討論があったのかどうか、採決の結果、認定すべきものとしたのか、不認定となったのかという説明がありませんでしたけれども、その点はどうでしょうか。

田中敏雄 議長 暫時休憩いたします。

午後 2時52分 休憩

午後 2時59分 再開

田中敏雄 議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

6番柿崎孝一議員の質問に委員長からの答弁を求めます。委員長。

菅原恵悦 企業会計等決算特別委員長 では、ただいまの質疑につきまして、報告にはしませんでしたが、以上2件につきましても討論はなく、採決の結果、認定すべきものと決定しております。

田中敏雄 議長 質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

ただいまから討論を行います。討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

田中敏雄 議長 討論なしと認めます。

ただいまから採決を行います。認定第93号平成17年度横手市病院事業会計決算外57件は、委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

田中敏雄 議長 ご異議なしと認めます。したがって、58件は委員長報告のとおり認定することに決定

いたしました。

諮問第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

田中敏雄 議長 日程第108、諮問第1号人権擁護委員の候補者の推薦についてを議題といたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております諮問第1号は、会議規則第37条第2項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

田中敏雄 議長 ご異議なしと認めます。したがって、諮問第1号は委員会の付託を省略することに決定いたしました。

説明を求めます。市長。

【五十嵐忠悦 市長登壇】

五十嵐忠悦 市長 ただいま議題となりました諮問第1号でございますが、人権擁護委員候補者の推薦について説明をいたしたいと思っております。

人権擁護委員法第6条第3項の規定によりまして、平成18年6月末日をもって任期が満了いたします人権擁護委員に、藤井誠悦氏を推薦いたしたく、議会の意見を求めようとするものであります。

藤井氏は、横手市金沢本町在住の73歳の方でございます。旧横手市職員として長く務められまして、平成4年から旧横手市収入役を1期歴任されております。平成9年6月から人権擁護委員を務めておられる方でございます。

よろしくお願ひいたします。

田中敏雄 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

ただいまから討論を行います。討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

田中敏雄 議長 討論なしと認めます。

ただいまから諮問第1号を採決いたします。

本案は原案のとおり答申することにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

田中敏雄 議長 ご異議なしと認めます。したがって、諮問第1号は原案のとおり答申することに決定いたしました。

諮問第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

田中敏雄 議長 日程第109、諮問第2号人権擁護委員の候補者の推薦についてを議題といたします。
お諮りいたします。

ただいま議題となっております諮問第2号は、会議規則第37条第2項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

田中敏雄 議長 ご異議なしと認めます。したがって、諮問第2号は委員会の付託を省略することに決定いたしました。

説明を求めます。市長。

【五十嵐忠悦 市長登壇】

五十嵐忠悦 市長 同じく議題となりました諮問第2号であります。前諮問同様でございますが、人権擁護委員に内藤新左衛門氏を推薦したいと思ひ、議会の意見を求めようとするものでございます。

内藤氏は、増田町羽場在住の56歳、旧増田町少年保護育成委員や防犯指導員を歴任され、平成12年5月から人権擁護委員を務めておられる方でございます。

よろしくお願ひいたします。

田中敏雄 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

ただいまから討論を行います。討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

田中敏雄 議長 討論なしと認めます。

ただいまから諮問第2号を採決いたします。

本案は原案のとおり答申することにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

田中敏雄 議長 ご異議なしと認めます。したがって、諮問第2号は原案のとおり答申することに決定いたしました。

諮問第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

田中敏雄 議長 日程第110、諮問第3号人権擁護委員の候補者の推薦についてを議題といたします。
お諮りいたします。

ただいま議題となっております諮問第3号は、会議規則第37条第2項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

田中敏雄 議長 ご異議なしと認めます。したがって、諮問第3号は委員会の付託を省略することに決定いたしました。

説明を求めます。市長。

【五十嵐忠悦 市長登壇】

五十嵐忠悦 市長 諮問第3号につきましても前と同様でございますが、任期が満了いたします人権擁護委員に、石川冨子氏を推薦いたしたく存ずる次第であります。

石川氏は、増田町亀田在住の60歳、秋田ふるさと農業協同組合職員として勤務された後、現在は同組合の女性部増田支部長を務めておられます。

よろしく願いいたします。

田中敏雄 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

ただいまから討論を行います。討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

田中敏雄 議長 討論なしと認めます。

ただいまから諮問第3号を採決いたします。

本案は原案のとおり答申することにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

田中敏雄 議長 ご異議なしと認めます。したがって、諮問第3号は原案のとおり答申することに決定いたしました。

諮問第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

田中敏雄 議長 日程第111、諮問第4号人権擁護委員の候補者の推薦についてを議題といたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております諮問第4号は、会議規則第37条第2項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

田中敏雄 議長 ご異議なしと認めます。したがって、諮問第4号は委員会の付託を省略することに決定いたしました。

説明を求めます。市長。

【五十嵐忠悦 市長登壇】

五十嵐忠悦 市長 諮問第4号も同じく、人権擁護委員に関します部分でございますが、藤原信子氏を推薦いたしたく、同意を求めようとするものでございます。

藤原氏は、山内平野沢在住の57歳、高校教諭として奉職の後、旧山内村社会教育指導員や主任児童員を歴任され、現在、横手市個人情報保護審査会委員、情報公開審査会委員をお願いしておるところでございます。人権擁護委員としては、平成15年から1期務めておられます。

以上であります。

田中敏雄 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

ただいまから討論を行います。討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

田中敏雄 議長 討論なしと認めます。

ただいまから諮問第4号を採決いたします。

本案は原案のとおり答申することにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

田中敏雄 議長 ご異議なしと認めます。したがって、諮問第4号は原案のとおり答申することに決定いたしました。

諮問第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

田中敏雄 議長 日程第112、諮問第5号人権擁護委員の候補者の推薦についてを議題といたします。お諮りいたします。

ただいま議題となっております諮問第5号は、会議規則第37条第2項の規定により、委員会の付託を省略したいと思っております。これにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

田中敏雄 議長 ご異議なしと認めます。したがって、諮問第5号は委員会の付託を省略することに決定いたしました。

説明を求めます。市長。

【五十嵐忠悦 市長登壇】

五十嵐忠悦 市長 諮問第5号につきましても、前の諮問と同様、人権擁護委員にかかわる部分ではありますが、滝澤将弘氏を推薦いたしたく、同意を求めようとするものでございます。

滝澤氏は、大雄田根森在住の66歳、十文字西中学校校長を歴任され、現在、平鹿地方部嘱託環境浄化調査委員を務めておられます。平成15年7月から人権擁護委員を1期務めておられます。

以上であります。よろしくお願いたします。

田中敏雄 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

ただいまから討論を行います。討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

田中敏雄 議長 討論なしと認めます。

ただいまから諮問第5号を採決いたします。

本案は原案のとおり答申することにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

田中敏雄 議長 ご異議なしと認めます。したがって、諮問第5号は原案のとおり答申することに決定いたしました。

報告第8号の上程、説明、質疑

田中敏雄 議長 日程第113、報告第8号専決処分の報告について説明を求めます。横手区長。

伊藤喜代美 横手自治区長併横手地域局長 ただいま議題になりました報告第8号専決処分の報告についてご説明申し上げます。

本案は、法律上その義務に属する損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解に関することについて、地方自治法第180条第1項の規定により、2ページにあります専決第6号のとおり専決処分いたしましたので、同条第2項の規定によりご報告するものであります。

専決処分の内容であります。2ページの専決処分書に記載しておりますとおり、平成17年11月4日金曜日、午後7時30分ごろ、横手市安本字北野添の市道中野・北野添線において、横手市金沢中野字蛭沢322、佐藤法隆さんが帰宅中、側溝に付設された集水柵に転落して負傷した事故について、損害賠償額を定めたものであります。

損害賠償額は6,140円ですが、これは、佐藤さんが診察を受けた市立横手病院の診察費でありまして、全国市有物件災害共済会の道路賠償責任保険で全額補てんするものであります。

また、佐藤さんの負傷の程度は、あごや手に裂傷を負ったものでありまして、骨には以上がないという診断でありましたが、事故後の安全対策として、とりあえず転落した箇所にデリネーター、これは通行者の視線を誘導する標柱であります。これを3本立てて、集水升を防護し、雪消えをまってガードパイプを設置する予定であります。

また、事故現場付近には、再発防止を図る意味から街路灯も設置したところであります。

以上でご報告を終わります。よろしくお願いいたします。

田中敏雄 議長 ただいまから報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。16番齋藤議員。

16番（齋藤光司議員） この事故の概要を、今、区長が説明したんですけれども、例えば、今は用水路がさまざまあるんですね。ふたもかかっていない用水路、もちろんガードレール等もないところが。それに転落したと、そういう場合に、市が全部、このような形で賠償責任を負っていくのかどうか。法

的にそうなっているのかどうかをお聞きしたいですけれども。

田中敏雄 議長 横手区長。

伊藤喜代美 横手自治区長併横手地域局長 お答え申し上げたいと思います。

一般論としては、被害者の方に過失が全くなかったということには、一般論としてはならないわけですが、今回の場合は治療費も少なかったというようなことで、被害者側と話をするに際しては、そういう話は最初から、こちらからとしては示しませんでした。

常識的には、市に設置しておりますこの種の側溝とか、集水升に市民の方々が誤って転落したものをすべて損害賠償するのかということになりますと、個別の問題をいろいろ判断しながら対応しなければならないというふうに考えるところであります。

田中敏雄 議長 16番齋藤議員。

16番（齋藤光司議員） 非常に大事なことがありまして、流雪溝であります、それについて、各家々の責任においてやってもらっているところなんですけれども、それがややもするとあけっ放しになっておると、いまだに取られておると、そういう部分の中に、例えば今のような転落事故等があった場合に、これは市が責任を持つのか、あるいは、そのの家々の、常設的に投げている人、そういう人が責任を持つのか、これがせつかく出ているんですから、その部分の判断をお願いしたいんですけれども。

田中敏雄 議長 横手区長。

伊藤喜代美 横手自治区長併横手地域局長 流雪溝に関する部分につきましては、私からお答えする部分ではありませんけれども、少なくともこの事故に関して言えば、横手市がすべて責任を負うという判断のもとに損害賠償の額の決定をお願いするということでありますので、よろしくお願ひしたいと思います。

田中敏雄 議長 ほかに質疑ありませんか。11番奥山議員。

11番（奥山豊議員） 齋藤議員に関連であります。事故発生日時が平成17年11月4日発生しております。3月定例議会開会前に12月定例議会があったにもかかわらず、この間、どうして提案されなかったのか、お尋ねしたいと思います。

田中敏雄 議長 横手区長。

伊藤喜代美 横手自治区長併横手地域局長 お答え申し上げたいと思います。

被害者は、事故発生直後3回ほど病院で治療を受けました。事故から半月ぐらいした後に、こちらの方で被害者側と交渉に入ったわけですが、交渉する過程において、けがは完全に治った形になっても、その後に後遺症が出るというような心配もないわけではないという、一般論としてあるわけがありますので、1カ月ほど首の様子を見てから最終的に判断しようというような経過になったわけですが、その後、被害者側との話し合いの中で、結果的には3カ月後の提案になったということでもありますので、ご了承いただきたいと思います。

田中敏雄 議長 ほかに質疑ありませんか。17番菅原議員。

17番（菅原恵悦議員） ただいま議題となっております、例えば、けがで負傷したとか、そういう場合の補償なんですけれども、今のは横手市さんの方なんですけれども、1市7カ町村あるわけですから、同じような事故がまた起きないとも限らないわけでありまして。ですから、そのところの判断を、市長からでも結構ですから、今のようないろいろな施設が、例えば住民によって開けられていたにしろ何にしろ、市の、あるいは旧町村のものであっても、そういうところについてはしっかりした答弁をいただければありがたいというふうに思いますけれども。

田中敏雄 議長 建設部長。

佐藤賢一 建設部長 私からお答えを申し上げたいと思いますが、基本的には、道路管理者である横手市の責任になるというふうに思っています。

ただ、その事件、事故の実態が、過失の状態があるのかどうなのか、どういう状況なのかということでは、画一的にはなかなかいえないわけでありましてけれども、基本的には、道路管理者である横手市の責任であるというふうに思っています。

ただ、あとは個人に対する補償なりは、どうするのかということは、その後、いろいろ状況を判断しながら考えていかなければいけないというふうには思っています。

田中敏雄 議長 ほかに質疑ありませんか。25番石山議員。

25番（石山米男議員） 今、建設部長からの答弁をいただきましたけれども、基本的には、道路の附帯施設というふうに認識しなければ、公の部分でこれを補償するというのはまずいわけでありまして。したがって、水路用流雪溝とか、水路用の水路については、これまた賠償責任を伴わないわけでありましてから、これから参考にして決定するとすれば、一定の条件、そういうものを示して適用させていかないと、これはまずいと思いますので、その辺、意思統一をしていただきたいというふうに思います。

田中敏雄 議長 建設部長。

佐藤賢一 建設部長 これらに対しては、今後十二分に検討し、しっかりした対応ができるように統一しておきたいと思えます。

田中敏雄 議長 ほかに質疑ありませんか。24番高橋議員。

24番（高橋勝義議員） もう少し詳しく知りたいんですけれども。ということは、この事故の説明なんですけれども、側溝に付設された集水升ということになっています。あくまでも側溝であるのか、あるいは道路の幅員、あるいは真ん中を通した集水升であるのか。単純にいけば、両岸に側溝があるとなれば、この側溝についた集水升であるのか、あるいは道路を横断した集水升であるのかということを知っているんです。

それと、これは場所はどの辺ですか。

それと、これによって街路灯をつけたそうではありますが、その場所と、それをお願いします。

田中敏雄 議長 横手区長。

伊藤喜代美 横手自治区長併横手地域局長 この場所には両側に側溝がついております。そして、その

両側についている側溝より集水升というのは幅員が多いわけでありますので、ちょうどその道路側に食い込んだ形で集水升が設置されているという状況であります。

場所はどこかという話であります、高橋議員はご存じかと思いますが、安本字北野添の市道、中通・北野添線において、JR奥羽本線後三年踏切を東に80メートルほど来た地点だということでありまして、両側はリング畑で、民家までは約300メートルほど、ほとんど人気がないというところのようであります。街路灯はなく、夜間は暗い地点であるということであります。

田中敏雄 議長 ほかに質疑ありませんか。6番柿崎孝一議員。

6番（柿崎孝一議員） 専決処分についての横手の区長さんの説明があったわけですがけれども、今までの専決処分では、たしか総務企画部長でしたか、専決処分の報告をしておりましたけれども、地域局と本庁の方の連絡というのはどのようにしてとっていたのか。また、今回はどうして区長の説明になっていたのかをご説明してください。

田中敏雄 議長 横手区長。

伊藤喜代美 横手自治区長併横手地域局長 道路保険を所管するところで説明しようということが基本でありました。

本庁との連携につきましては、保険等を所管する管財課と十分連携をとりながら進めておりますので、ご理解いただきたいと思えます。

田中敏雄 議長 ほかに質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

これで報告第8号の報告を終わります。

報告第9号の上程、説明、質疑

田中敏雄 議長 日程第114、報告第9号専決処分の報告についての報告を求めます。財務部長。

高橋健幸 財務部長 報告第9号専決処分の報告についてご説明いたします。

地方自治法第180条第1項の規定により、損害賠償額の額を定めることについて専決処分をいたしましたので、これを報告するものでございます。

その内容は4ページにございますが、平成17年12月16日、午前9時半ころ、横手市大雄字石持地内の市道において発生しました車両事故について、損害賠償額を定めたものでございます。

ご被害の方は記載のとおりでございます。

事故の概要は、大雄地域局産業振興課の職員が公用車を後進させまして市道に出ようとした際、後方不確認により、走行中の被害者車両に衝突し破損させたものでございます。

損害賠償額は29万8,617円で、被害車両の修理代を負担するものでございます。

以上でご報告いたします。よろしくお願ひ申し上げます。

田中敏雄 議長 ただいまから報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。16番齋藤議員。

16番（齋藤光司議員） 実はこの前、全員協議会のときに、市長がおっしゃった言葉の中で、今までの各地区の事故件数を積み重ねると、そんなに多いわけではないんだと、そういうお話をなされた。しかし、多くないと言いながらも、やはりかなり数がこういうふうになってきている。

そして、もう一つ一番大事な部分は、その類似の、これぐらいの規模の町の統計が出ていない。積み上げて、数が去年と大丈夫だではなく、逆にほかの町にもこんなに起きているのかどうか。その部分がないと、うちのところがこんなにたくさんという部分で、市長だけの、この間の説明では説明がつかないのではないかと、そのように思っていますけれども、総務企画部長でもいいんですけれども、どうなんですか。これはほかの、こういう10万都市規模の地域の中で多いんですか、少ないんですか、とっていますか。

田中敏雄 議長 総務企画部長。

鈴木信好 総務企画部長 同規模の町ということではありますが、伺っておりません。ですから、比較する材料は、今は手持ちがございません。もちろん、この後調べるということは可能ではありますが、市長がこの前申し上げましたのは基本的に、雪の季節の件数のところを申し上げておりますので、比較する場合にも、我々と同じような気象条件のところとかということになるかと思いますが、可能な限り、伺えるところがあれば調べてみたいとは思いますが、現在は調べておりませんので、比較できない状況ですので、よろしくお願いいたします。

田中敏雄 議長 16番齋藤議員。

16番（齋藤光司議員） 調べて、できるだけ少なくするというのがやはり本筋だろうと思うし、なおかつ、車道にバックしてくるといのは、これは雪も何も関係ない。結局、後方不確認なわけで、雪とか何かは、おれは余り関係ないと思うし。

なおかつ、抑止策としての中で、勤務評定から何かに生かしていくんだと、そういうことも言われております。現実的に勤務評定の方は、それではボーナスをカットするのか、そういう部分があるのか、思いがあるのか、そこをまず、ここでしっかり聞いておけば、全庁的に聞いてくる職員の人方が多いので抑止力になると思いますので、これぐらいの事故起こすと、ボーナスはどれぐらいカットされるんだということをはっきり言った方がいいのではないですか。

田中敏雄 議長 総務企画部長。

鈴木信好 総務企画部長 基本的に、この前ご説明申し上げましたが、重大な過失によりまして事故を起こした場合に、懲戒処分の基準に従って処分をするということをお話しました。それ以外につきましては、通常の人事評価等で進めていく、それでその面からの事故防止に取り組んでいきたいということでお話しました。

具体的に、例えば個別の人事評価というのは、例えば手当をカットするとか、そういう手法もあるかもしれませんが、当然その評価の中で、例えば昇格がどうか、そういう判定などにも勘案するとい

うことでありまして、事故1件起こしたから、手当を直ちにどうのこうのということは今のところは考えていません。トータルの人事評価の中でどのようにしていくかということを考えて、それを反映させていきたいということでありますので、よろしく願いいたします。

田中敏雄 議長 16番齋藤議員。

16番(齋藤光司議員) そのこのところを明確にしないと、やはり抑止効果が出てこない。要するに酒飲む、運転する、懲戒免職だ、ちゃんとしたルールがあって、そして基準があるわけです。だからこそ初めて抑止力が出てくると。全体をトータルして、一生懸命頑張ったから、これはパーにする。そういうのではなくて、毎回こういうことでわずらわせるのではなくて、本当に仕方ない事故ならしょうがないんだけど、本当の不注意というのはかなり、こうやって見えてくるものだから、本当に抑止するつもりなら、やはりある程度しっかりとした処分のルール、それをつくって、明確に示して抑止力を図っていく、そういう手法の方が、私ははっきりしているのではないかと。効果もあると、そう思うんですけども、部長はどうお考えですか。

田中敏雄 議長 総務企画部長。

鈴木信好 総務企画部長 今のご意見については内部でも検討はしてみますけれども、現在のところは先ほど申し上げましたように、トータルの人事評価で、例えば昇格だとか、そういうものについて反映させるということで職員には周知しておりますので、現在のところはそういうことで進めたいと思います。

ご指摘いただきました件については、どのようにするのがよいかということも含めまして、内部で検討させていただきたいと思います。

田中敏雄 議長 ほかに質疑ありませんか。10番近江議員。

10番(近江湖静議員) 12月議会のときも若干申し上げた記憶がございますけれども、個々の事故発生、内容、あるいは概要というよりも、事故が発生したその内容についての内部分析といえますか、原因、そしてその過失者、これについて、どうも分析が緩いのではないかと、把握しておらないのではないかと、そういう危惧が、今の説明聞いた内容についてはそういう感じであります。このように公有車が多い、人が多いという確率からいっても、全く事故がないとは言えないと思います。確率からいってもあると思います。ないというより、あると思います。そういう前提に立って、事故が発生した場合については、その部、課、所ですか、そういうセクションの自動車事故処理委員会というか、あるいは人身事故処理委員会といえますか、そういうものを機能しなければ、措置しなければ、この後も同じようなスタイルになる。

市長が課長連中を、あるいは課長以上の連中を集めて訓示をする。訓示をしても、今後についても同じような事故が発生をして、なぜそういうような、だれが過失の原因なのかと、そういう点を細かく分析するのは内部であります。それがどうも、民間からすれば、やはり行政なら、役所だということ ちょっと語弊があるかもしれない そういう感じがしないわけではありませんから、今後の問題とし

では、そういう部、局、特に課、所の、発生した場合の自動車事故処理委員会、公正公平な原因分析、そして結果に対する処分、こういうようなことで早急にやるべきだと思います。

それから、さっき施政方針説明の中でも、市長の説明で、人身事故で新聞に載ったという、人身事故というのは大変な問題であります。ですからそういうように、例えば名前を出して恐縮ですけども、大森なら大森が多発している。これは変なもので、1件あれば続くという傾向がままあるような状況であると思います。私もそういう職場において、特定の箇所において、1件が発生したら3件も発生したと。これは変なもので、そういう傾向があると。それに対する抑止組織といいますが、そういうものも十分にしっかりとやる必要があるというふうに感じました。こういうふうが続いております。個々の内容についても、いろいろあいまいな、それこそ説明、報告でありますから、説得力が非常に薄いということから、各、それぞれの意見が出ていると思いますので、今後の問題として、全く事故がないとは言えないと思いますから、しっかりそういう対策委員会、そして自分たちの責任の是非をやる体制をつくっていただくようお願いしておきます。

以上です。

田中敏雄 議長 答弁は要らないでしょう。

ほかに質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

これで報告第9号の報告を終わります。

報告第10号の上程、説明、質疑

田中敏雄 議長 日程第115、報告第10号専決処分の報告について報告を求めます。財務部長。

高橋健幸 財務部長 報告第10号も報告第9号と同じでございます、専決処分の報告についてでございます。

地方自治法第180条第1項の規定により、損害賠償額を定めることについて専決処分をしましたので、これを報告するものでございます。

その内容は、平成17年12月27日、午前8時40分ころ、横手市大森町上溝字昼川地内の市道において発生しました、これも車両事故についての損害賠償額を定めたものでございます。

事故の被害者の方は記載のとおりでございます。

事故の概要は、大森地域局市民生活課の臨時職員が公用車であるごみ収集車を運転中、圧雪路面でスリップし、被害者の車両に衝突し破損させたものでございます。

損害賠償額は35万7,284円で、被害者の車両の修理代を負担するものでございます。

以上、よろしく願い申し上げます。

田中敏雄 議長 ただいまから報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

これで報告第10号の報告を終わります。

報告第11号の上程、説明、質疑

田中敏雄 議長 日程第116、報告第11号専決処分の報告について報告を求めます。財務部長。

高橋健幸 財務部長 報告第11号専決処分の報告についてご説明申し上げます。

地方自治法第180条第1項の規定により、専決処分をいたしましたので、これを報告するものでございます。

その内容は、平成17年12月28日、午後2時10分ころ、横手市平鹿町浅舞字林崎地内の県道において発生しました車両事故について、損害賠償額を定めたものでございます。

被害者の方は記載のとおりでございます。

概要は、消防署平鹿分署職員が普通ポンプ車で巡らを兼ねた走行訓練中、対向走行してきました被害者の車両と接触し破損させたものでございます。

事故の過失割合は、市側が5割、相手方が5割でございます。

賠償額は5万2,500円でございます。被害車両の修理代の5割相当額を負担するものでございます。

よろしくお願い申し上げます。

田中敏雄 議長 ただいまから報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

これで報告第11号の報告を終わります。

報告第12号の上程、説明、質疑

田中敏雄 議長 日程第117、報告第12号専決処分の報告についての報告を求めます。財務部長。

高橋健幸 財務部長 報告第12号専決処分の報告についてご説明申し上げます。

地方自治法第180条第1項の規定により、法律上その義務に属する損害賠償の額を定めることについて専決処分をいたしましたので、これを報告するものでございます。

内容は、平成17年12月22日、午後4時15分ころ、横手市赤坂字館ノ下地内の幹線ふるさと村線において発生しました車両事故について、損害賠償額を定めたものでございます。

被害者の方は記載のとおりでございます。

概要は、横手地域局建設課の非常勤職員が、ロータリー除雪車で排雪作業中、シュート操作を誤り、被害者所有の光ケーブルに雪の固まりを接触させまして、金具から離脱させたものでございます。

賠償額は7,053円でございます。

よろしくお願い申し上げます。

田中敏雄 議長 ただいまから報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

これで報告第12号の報告を終わります。

議案第2号の上程、説明、質疑、委員会付託

田中敏雄 議長 日程第118、議案第2号平成17年度横手市一般会計補正予算（第5号）を議題といたします。

説明を求めます。財務部長。

高橋健幸 財務部長 さきの2月臨時議会におきまして議決をいただきました除雪費において、3月末までの除雪所要額を計上したつもりでございましたが、連携不十分など不手際がありまして、深く反省しているところでございます。まことにすみませんでした。

それでは、ただいま議題となりました議案第2号平成17年度横手市一般会計補正予算（第5号）についてご説明申し上げます。

予算書の1ページをごらんいただきたいと思います。

第1条、歳入歳出予算の補正でございますが、歳入歳出それぞれ9,588万5,000円を追加いたしまして、補正後の総額をそれぞれ332億3,815万1,000円に定めようとするものでございます。

補正の内容につきまして、歳出の方からご説明申し上げますので、8ページをごらんいただきたいと思います。

8款土木費、2項道路橋梁費、6目雪対策費に除雪費として8,936万6,000円を、雪捨て場対策費として87万3,000円を、克雪施設管理費として156万4,000円を、町内会等除雪活動費に408万2,000円を計上しております。これらの主な内容は、除排雪に係る委託料や借上料、除雪車の燃料費や修繕料を初め、作業員の賃金、町内会等が行う消雪パイプ設置や除雪機購入などの除雪活動に対する補助金でございます。

次に、歳入でございますが、今回の補正額9,588万5,000円の財源といたしまして、財政調整基金繰入金金を充当しております。

以上、説明を終わりますが、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

田中敏雄 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。34番寿松木議員。

34番（寿松木孝議員） 2月の臨時会のときに、私はこの件を質問しました。本当にこの補正だけで間に合うのかと。今、理由等が述べられましたが、この質問をしたときに、私の頭の中に一つあったことは、このときに赤川議員もおっしゃっておられましたが、国からの豪雪の補助金の問題がありました。結果論になるかとは思いますが、いろいろ見てみますと、当初の除雪費にかかりました補正予算が大き

いところに、その分だけ補助金といいますか、交付金が出ているようでございます。その点からしましても、今回こういう形で何回かに分けて補正したことにより、受け取るべきはずだったものが取れなかったのではないかと、そういう疑問点が私の中に渦巻いております。この件に関しましてどのように考えているのか、その部分についてお聞きします。

田中敏雄 議長 財務部長。

高橋健幸 財務部長 この前の国からの補助金については、横手市は該当にならなかったわけでございます。該当になった経費については、予算額でなくて、それまでの執行した経費について、過去、平均以上に支出した市町村に対して交付されたものだとして理解しております。

それで、その後の除雪経費についての調査がまだ行われていないと聞いております。今後、国においてそのような調査がされるものだと思っております。それに該当すれば、横手市にも交付されるのではないかと、そのように思っております。

田中敏雄 議長 34番寿松木議員。

34番（寿松木孝議員） 今の説明である程度、納得するしかないのかなというふうな気持ちもしますが、いずれ、今回の部分につきましては、合併後のどさくさといいますが、事務調整がうまくできなかったということかとは思いますが、十分注意していただきたい。必ずなるということでは言えなかったわけですが、ならないということも言えなかったかと思えます。うやむやのうちですので、私も持ち合わせるだけの判断材料を持っていませんので、これ以上は言いませんが。そういうこともかけ合わせながら、皆さんは市民のために一生懸命お仕事なさっていることと思えますが、その部分をきちんと注意しながら慎重に進めていかないと、我々の責務は果たせないのかなというふうに思いますので、答弁は結構ですけれども、そういうことに今後注意しながら進んでいって、邁進していただきたいと思えます。

田中敏雄 議長 答弁よろしいですね。はい。

ほかに質疑ありませんか。17番菅原議員。

17番（菅原恵悦議員） ただいまの8ページの、ここをもうちょっと詳しく教えていただきたいと思うんですけれども。町内会等の除雪活動費、12月にも50万円補正をしまして、全体的には1,600万円ぐらいになっているんですけれども。これは、今の新市全域に活動費をやっているのかどうか、私はちょっとわからなかったものですから、もう少し詳しく教えていただきたいと思えますけれども。

田中敏雄 議長 建設部長。

佐藤賢一 建設部長 今のお尋ねは、町内会等除雪活動費についてというふうに伺ったところでありますが、これの補正については、横手地域の分と雄物川地域の2つの団体であります。

横手地域の場合で申し上げますと、補助金要綱に従って、消雪パイプとか、あるいは融雪溝とか、あるいは除雪機械等々に対する補助であります。

それから、雄物川地域に当たっては、町内地域の電気料に対する支援というふうになっております。

田中敏雄 議長 17番菅原議員。

17番（菅原恵悦議員） わかりました。ありがとうございます。

そうしますと、今回の場合はたまたま2つの地域局というふうなことですけれども、これは多分、これからは1市7カ町村、同じような支援でいくのではないかなという私なりの判断をしますけれども、そう理解してよろしいでしょうか。

田中敏雄 議長 建設部長。

佐藤賢一 建設部長 新市になっての要綱を定めてございますから、全地域に該当するというふうに理解いただきたいと思います。

田中敏雄 議長 ほかに質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

本案は、条文及び歳入については総務常任委員会に、歳出については産業建設常任委員会にそれぞれ付託いたします。

散会の宣告

田中敏雄 議長 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

明3月7日は午前10時より会議を開きます。

本日はこれにて散会いたします。

大変ご苦労さまでございました。

午後 3時32分 散 会